

平成18年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成18年2月28日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分事件の報告について
(静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について)
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分事件の報告について
(静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について)
- 日程第 6 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 7 議案第 1号 川根本町まちづくり基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 川根本町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 川根本町介護保険条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7号 地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理について
- 日程第14 議案第 8号 川根本町奥大井もりのくに条例の制定について(全部改正)
- 日程第15 議案第 9号 川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 中川根町青少年問題協議会条例の廃止について
- 日程第20 議案第14号 川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止について
- 日程第21 議案第15号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第22 議案第16号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第23 議案第17号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共

団体の数の増加について

- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 土地の処分について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 1 7 年度川根本町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 1 7 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 1 7 年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 1 7 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 認定第 1 号 平成 1 7 年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 2 号 平成 1 7 年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 3 号 平成 1 7 年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 4 号 平成 1 7 年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 5 号 平成 1 7 年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 6 号 平成 1 7 年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 7 号 平成 1 7 年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 8 号 平成 1 7 年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 9 号 平成 1 7 年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 1 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 2 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 3 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 9 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小籾侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	教育長	澤村迪男君
総務課長	山本眞一君	総合支所長	森紀代志君
管理課長	羽倉範行君	企画環境課長	森下睦夫君
企画観光課長	羽根田泰一君	税務課長	鈴木一男君
健康増進課長	小坂泰夫君	保健福祉課長	小澤明弘君
町民課長	藤田至君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山田俊男君
事業課長	中村裕君	出納室長	小坂進君
教育総務課長	筑地秀昭君	生涯学習課長	柴田光章君

事務局職員出席者

議会事務局長　西村太一

開会 午前 9時00分

◎開 会

- 議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。
よって、平成18年第1回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

————— ◇ —————

◎開 議

- 議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席いたしておりますので、御了承ください。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

- 議長（佐藤公敏君） なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月23日、町長から第1回定例会を招集する告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり報告2件、議案31件、認定11件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査報告書が議会に報告がありましたので、御了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

◎日程第1 行政報告

- 議長（佐藤公敏君） 日程第1、行政報告を行います。
これを許します。町長、杉山嘉英君。
○町長（杉山嘉英君） 改めましておはようございます。
本日は、平成18年第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

両町の合併など大きな変化のあった平成17年度も、残すところあと1カ月になりました。18年度中に開催される全国茶品評会や接叺湖フェスティバル、カヌーの全国大会の開催に向けて専任スタッフの配置や、プロジェクトチームを編成し、現在準備を進めております。

また、合併に伴う事務事業や住民サービスの調整作業も、本格的な合併初年度となる18年度を見据え、各課において鋭意進めております。先日、調印式が行われましたシルバー人材センターなど、各団体の合併作業も体制の整ったところから順次進められております。全国行事や新たな取り組みが、さらなる地域づくりにつながっていくよう、しっかりとした行政運営を進めてまいりたいと考えております。

平成16年度からスタートした、いわゆる三位一体の改革が平成18年度分をもって第1期が決着しました。基幹税による税源移譲を3兆円規模で実現するなど、一定の成果を上げた反面、補助金改革では、国の関与が残る形での見直しが大きなウェイトを占め、地方の自主、自立を目立って進める結果にはなったとは言えません。地方交付税は5兆円規模で圧縮され、自主財源の乏しい中山間地域などは、地方交付税の持つ財政調整機能の今後の維持に大きな不安を感じています。

政府・与党が平成16年11月に合意した三位一体改革の全体像では、地方財政の方向性として、2010年代初頭の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目指し、国、地方の双方が納得できる歳出削減に努める、地方財政計画と決算の乖離を是正した上で、中期地方財政ビジョンを策定する、不交付団体の割合拡大に向け検討する、交付税の算定簡素化、透明化に取り組むことなどが明記されており、これからの議論や方向がこうした点を重視して進むと言われております。

特に、中期地方財政ビジョンは地方財政の予見可能性を向上させ、地方団体が経営感覚を発揮できるよう策定されるところのもので、2007年度から2009年度を対象に作成する方向が提案されており、いわゆる骨太の方針2006の大きなテーマの一つになると言われております。今年6月の策定に向け、議論を注視しております。地方財政が直面する課題は大きいものがありますが、単純な交付税削減論ではなく、中長期的な地方財政の安定化の方策を示すものであってほしいと考えております。一方、私たち地方側も行政改革を進めるとともに、地域の住民に歳出改革などで、十分な地方財政への理解を求める姿勢がこれまで以上に求められると考えております。

こうした地方を取り巻く状況や、昨年3月に策定された新たな地方行政指針に基づき、来年度、川根本町行政財政改革大綱や、おおむね5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランや、定員管理の適正計画を策定してまいりたいと考えております。

こうした計画をもとに、歳出の見直しを徹底的に行い、行政サービスの維持や地域づくりのための財源確保を図ります。厳しい財政状況の中で川根本町の財政を維持するため、あるいは今後の地方制度の改革の波が再び押し寄せることがあっても、川根本町がその後の方向に選択肢を持てる状況を堅持するためにも、住民と議会、行政が情報を共有し、連携協力しながら事業の選択と集中をし、財政の健全化を推進していかなければならないと考えております。

川根本町は小さな自治体ではありますが、その特性を生かし、より住民の目線できめ細かい配慮の行き届いた仕事を行うとともに、役場が地域においていろいろな機能を果たしていることを理解しつつも、時代に適合しない部分に投じられたものを、将来に向けて拡大すべき部門に集中

していくことが強く求められています。

自分たちの地域は自分たちで守る、自分たちでできることは自分たちでやろうという自治の機運を高め、地域における有形無形の資源を有効に活用し、暮らしを守り、私たちも生き生きと生きがいや、やりがいの持てる暮らしを守っていくことが大切です。特に、本年開催される全国イベントや、新たに取り組みを始めた木質エネルギー循環モデル事業、縁結び事業などの事業を企業との連携で進めるなど、地域情報を発信し、地域の将来につながる交流を促進し、地域の受け皿体制の整備を行いたいと考えております。

今後、国、地方を通じてのさらなる行財政改革、地方制度の再編が行われようとも、地域住民が地域に誇りを持ち、主体性を持って生き生きと暮らしていけば、地域として生き残っていけると確信しております。そのために行政組織が果たさなければならない役割も増します。住民参加と情報共有の仕組みをつくっていくことが、これからのまちづくりにますます必要と考えております。地域内では、自治会の機能を生かしながら行政と協働して、地域づくりや、住民サービスの維持を図るとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センター、商工会やまちづくり観光協会との連携をさらに密にして、福祉の充実や交流人口の増大を図り、各地域団体の自主活動支援を通じて、町の活性化を図っていきます。ともに「新町建設計画の実現」を共通の目標とし、目標を効率よく達成するために地域独自の戦略をつくり出していかなければならないと考えております。

そうしたことを可能とするため、住民懇談会の開催や、総合計画策定におけるワークショップの手法の採用など、情報共有を念頭に置いて行政運営を進めてまいります。対外的には、課題ごとに近隣市町との広域での問題解決や地域づくりに取り組むとともに、専門的知識やノウハウを持った企業、NPO等との連携協力を促進してまいります。特に、バイオマス関連事業やグリーンツーリズムによる交流促進関係では、企業の企画力や組織力は大きな力になると考えております。こうした基本的な考えのもと、行政運営を進めてまいります。

今議会で御審議いただく平成18年度の川根本町の一般会計当初予算は、総額64億8,000万円で、前年度両町合算と比べ2億3,800万円の減、比率にしまして3.5%減となる緊縮予算を計上させていただきました。財源構成であります、自主財源が37.7%、依存財源が62.3%になっています。

うち、地方交付税が歳入総額の32.4%と最も大きな比重を占めています。具体的な説明は後ほど議案の提案時に説明させていただきます。

今回、提案いたしますものは報告2件、委員の推薦ほか2件、条例制定4件、条例改正等16件、補正予算4件、打ち切り決算関係11件、当初予算関係6件の計45件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

○議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

◇

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤公敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、高畑雅一君、久野孝史君を指名します。

◇

◎日程第3 会期の決定

○議長（佐藤公敏君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの24日間に決定しました。

◇

◎日程第4 報告第1号 専決処分事件の報告について（静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について）

○議長（佐藤公敏君） 日程第4、報告第1号、専決処分事件の報告について（静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しました事項について御報告申し上げます。

議案の1ページから3ページをごらんください。

報告第1号、静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを報告いたします。

今回の専決処分は、平成18年3月31日蒲原町が静岡市と合併することに伴い、平成18年3月30日をもって蒲原町が静岡縣市町村退職手当組合から脱退するものとし、静岡縣市町村退職手当組合規約第2条の別表（組合を組織する地方公共団体）を平成18年3月31日から変更するものであり、平成18年1月30日に専決処分をいたしました。

以上報告いたします。

○議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法第180条第2項の規定により、町長が議会に報告するものでありますので御了承ください。

◇

◎日程第5 報告第2号 専決処分事件の報告について（静岡州市町村
非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び規約変更について）

- 議長（佐藤公敏君） 日程第5、報告第2号、専決処分事件の報告について（静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

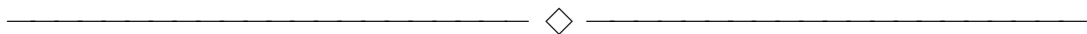
- 町長（杉山嘉英君） 報告第2号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを報告いたします。

この専決処分は、報告第1号と同じく蒲原町が静岡市と合併することに伴い、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組規約第2条の別表を平成18年3月31日から変更するものであり、平成18年1月30日に専決処分をいたしました。

以上報告いたします。

- 議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法第180条第2項の規定により、町長が議会に報告するものでありますので御了承ください。



◎日程第6 農業委員会委員の推薦について

- 議長（佐藤公敏君） 日程第6、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、芹澤徳治君、杉本道生君の退場を求めます。

（芹澤徳治君、杉本道生君退場）

- 議長（佐藤公敏君） お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、芹澤徳治君、杉本道生君、以上の方を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

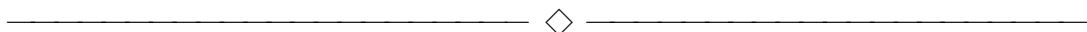
（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、芹澤徳治君、杉本道生君、以上の方を推薦することに決定しました。

芹澤徳治君、杉本道生君の入場を許可します。

（芹澤徳治君、杉本道生君入場）



◎日程第7 議案第1号 川根本町まちづくり基金条例の制定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第7、議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定について説明いたします。

現在、暫定として旧町の中川根町ふるさとづくり基金条例と本川根町人材創生基金条例が存続しています。この2つの基金の設置目的は人材育成とまちづくりにあり、新町建設計画の基本理念としているところであります。

つきましては、旧町の区分・垣根をなくし、川根本町として基金の有効活用を図ることにより、一体的に効率的かつ効果的な人材育成、交流事業、施設整備等により特色と活力あるまちづくりを推進していくことを目的として、中川根町ふるさとづくり基金条例と本川根町人材創生基金条例を統合し、川根本町まちづくり基金条例を制定するものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

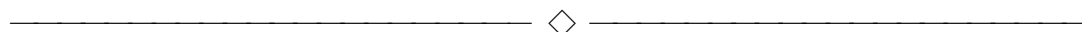
ただいま第1常任委員会に付託しました議案第1号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。



◎日程第8 議案第2号 川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急
対処事態対策本部条例の制定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第8、議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処

事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」といいます。）第31条及び同法第183条において準用する第31条の規定により、関係条例を制定するものです。

川根本町国民対策本部については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立、並びに国民及び国民の安全の確保に関する法律第9条第6項の規定により、対処基本方針の案について閣議の決定を求めるとき、あわせて国民保護法第25条第1項の規定により、都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき県及び市町村の指定について閣議の決定を求めなければならず、同条第2項の規定による指定の通知を受け、同法第27条第1項の規定により、町長が設置するものです。

また、同様に川根本町緊急対処事態対策本部についても、国民保護法第183条において準用する同法第27条第1項の規定により設置するものです。

市町村国民保護対策本部については、国民保護法第28条の規定により組織し、本部長は町長をもって充てることになっております。

施行時期につきましては、平成18年4月1日といたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。ただいま町長から提案理由の説明が口頭で行われたわけですが、委員会付託になると思いますけれども、その提案理由を書いた文書をそれまでになるべく早く配付をしていただけるよう、町長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。



◎日程第9 議案第3号 川根本町国民保護協議会条例の制定について

○議長(佐藤公敏君) 日程第9、議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項の規定により設置する川根本町国民保護協議会に関し、同法第40条第8項の規定により条例を制定するものです。

川根本町国民保護協議会については、町長の諮問に応じて町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、意見を述べるものとし、同法第35条第1項の規定により作成する川根本町国民保護計画を作成する際の諮問機関となります。

協議会の組織は、同法第40条の規定により、協議会の会長は町長をもって充て、委員については同条第4項の規定により任命することとなります。

施行時期につきましては、平成18年4月1日といたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(佐藤公敏君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。



◎日程第10 議案第4号 川根本町介護保険条例の制定について

○議長(佐藤公敏君) 日程第10、議案第4号、川根本町介護保険条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第4号、川根本町介護保険条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案の14ページをごらんください。

合併後の川根本町介護保険におきましては、中川根町介護保険条例及び本川根町介護保険条例を暫定例規としてまいりましたが、平成18年度から平成20年度の第4次川根本町高齢者保健福祉計画及び第3期川根本町介護保険事業計画の見直し、策定がなされたことと、介護保険法の一部改正に伴い町の条例を定めることから、川根本町介護保険条例の制定をお願いするものであります。

介護保険制度は平成12年度の開始から約6年が経過し、介護保険法第117条の規定に基づく3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成18年度から平成20年度までの介護給付等対象サービスの見込み量等に基づく介護保険事業に要する費用に充てるために、平成18年度から平成20年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

それでは、条文を追って説明いたします。

第1条は、川根本町が行う介護保険について定義するものであります。

第2条及び第3条は、介護認定審査会の委員定数と規則委任を定めるものであります。

第4条では、平成18年度から平成20年度までの各年度における第1号被保険者の保険料年額を、町民税の課税、非課税をもとに1万8,600円から5万5,800円の6段階に定めるものであります。

第5条は、普通徴収にかかわる保険料の納付等を定めるものであります。

第6条は、賦課期日後の第1号被保険者の資格取得、喪失による保険料の額の取り扱いを定めるもので、第7条は、普通徴収の特例、いわゆる仮算定を定めるもの、第8条は、普通徴収の特例にかかわる保険料の額の修正関係を定めたものであります。

第9条は、保険料の額の通知について、第10条は、保険料の督促手数料について、第11条は延滞金を定めたものであります。

第12条は、保険料の減免等について定めるもので、第1項各号の状況において保険料の減免または徴収猶予をすることができることを定め、第2項において、その申請をする場合の必要書類の提出を定めたものです。

第13条は、保険料の申告義務を定めたもので、ただし書き第1号から第3号においては申告を要しない者を定め、第14条から第16条は、過納または誤納付金の還付または充当の取り扱いについて、第17条から第18条は、保険料の滞納処分執行停止、徴収の方法について定めたものです。

第19条は、法に基づく被保険者の届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした者への過料を、第20条は、法の規定により被保険者証の提出を求められ、これに応じなかった者への過料を、第21条は、被保険者の資格等の調査に対し、正当な理由がなく答えないこと等に対する者への過料を、第22条は、不正行為により保険料その他法律の規定による徴収金の徴収を免れた者への過料を科することを定めたものです。

第23条は、前4条の過料の額と納期限の取り扱いを定めたものです。

第24条で、この条例に定めるもののほか、必要な事項を規則で定めたものとします。

次に、附則であります、第1条は、条例の施行を公布の日、平成18年度から適用することを定めるものです。

第2条は、第1号被保険者の税制改正による影響及び激変緩和措置として、市町村民税非課税者から課税となる本人、または税制改正の影響で新たに課税となる者が同一世帯にいる市町村民税非課税者の保険料軽減について、平成18年度及び平成19年度の特例を定めたものであります。

第3条及び第4条は、この条例施行に伴う旧町の条例の廃止を定め、第5条から第8条は、廃止される旧町の条例の適用または規定によりなされた処分等における経過措置を定めたものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は3月22日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◇

◎日程第11 議案第5号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第5号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第5号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案の21ページ、新旧対照表3ページをごらんください。

川根本町の農業委員会の選挙による委員は、昨年9月20日の合併以後、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用により、本年2月20日まで合併前の旧中川根、本川根両町の選挙による委員20名が在任していましたが、このたび2月12日執行の川根本町農業委員会委員選挙により新たに13名の委員が決定されました。

新しい委員の担当地区面積は、以前の委員と比較しまして委員1人当たり53%の増となることから、2月16日、特別職報酬等審議会に農業委員会の会長及び委員の報酬額の引き上げについて諮問を行った結果、会長の報酬額は月額1万1,000円、委員は月額9,000円とする答申が出されました。この答申内容を尊重し、平成18年4月1日以降の報酬額の改正を提案するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。12番、芹澤徳治君。

○12番（芹澤徳治君） 農業委員会の報酬にかかわる問題で、私も農業委員で、自分にかかわる問題だと思いますので退場をしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） それでは、芹澤徳治君、杉本道生君の退場を求めます。

（芹澤徳治君、杉本道生君退場）

○議長（佐藤公敏君） 質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。農業委員の報酬の引き上げということで、合併で受け持ち範囲も広がって、農業委員も減らされて、日常活動も今後の活動を拡充していただくという期待とか目的もあって報酬の引き上げを行う、30%ですか、行うということですがけれども、私は説明を聞いていて月額の報酬にする方が正当ではないかなと思うんですがけれども、月額報酬にしない理由は何なのか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 産業課長。

○産業課長（岩田利文君） 11番、鈴木議員の質疑にお答えします。

なぜ月額報酬にしないかということですがけれども、農業委員会活動におきましては、国から交

付金をいただいて活動しております。それで月額報酬にすると、たとえ農業委員会が欠席であっても報酬を出すことになります。これにつきましては再検討を、問題が生じるということで、上部組織、県の農業会議ですけれども、それからの指導があります。ということで、川根本町農業委員会委員の報酬につきましては日額の報酬とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 今の答弁を聞いていますと、非常に矛盾しているなど思うのは、委員会に欠席することがあるからということですが、私はむしろ、日常の活動が大変重要だというその農業委員さんに対して、例えば、たまたま都合が悪くて委員会に出席できない日があって、そのときの報酬しか保障されていない日当では、ふだんの活動に対する報酬というんですか保障が全くないということで、私はむしろ、ふだんの活動に重点を置いていただくという目的からも月額報酬の方が正当ではないかと思うんですけれども、その点です。

それから、県の上部の指導があるというんですけれども、これも非常に答えとして、現に月額報酬をやっている自治体がたくさんありますので、そのところはどうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 産業課長。

○産業課長（岩田利文君） 欠席があるからではなく、あった場合ということで御理解をお願いしたいと思います。

また、先日の皆様の前でも農地の見回り、流動化促進、住民からの相談への対応もあるということの説明をいたしました。これにつきましては、当然こういうものにつきましては、やはりある程度、文章とか表に出てこない御苦労でございます。ということで、その点につきまして、あくまでも今回の委員につきましては日額ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 今、担当課長の方から説明がありましたけれども、そうしたいろいろな全体の流れもそうであります。今回私が、この特別職報酬審議会に農業委員の値上げの諮問をいたしました背景には、今、議員がおっしゃったように多くの職務を行っているということ、そういったことも背景にあって、もちろん担当面積の拡大というのも1つの要因ですけれども、現在までも多くの仕事をやっていただいております。またこれからも農地の集積あるいは荒廃防止のために農業委員の方々の果たす役割は多いだろうということで、そういったことも含めて諮問をいたしました。

そして、当然そうした事業量の増大、あるいは期待することが多ければ、それを月額をもって全体の仕事に報いるということも必要でありますけれども、これから当町も厳しい財政状況の中で、そうしたいろんな仕事をやっていかなければならない。そういうことで、これで月額報酬という立場に考えていけば、やはり委員の方にもそうした協力をいただきながらやっていく。今回はこうした金額の値上げで、もちろん基本的には日額報酬ですけれども、行政としてもそうした姿勢をお見せしたということで、委員の方々にも理解していただきながら、この中で仕事をしていただく。全体的な厳しい中で、これが日ごろの仕事を全部カバーしている金額とは思っており

ませんけれども、それぞれのまちづくりの中で、各それぞれの委員の方、あるいは住民の方が協力している中で、ここだけ満額認めるという状況ではなかったものですから、日額の値上げということで姿勢を見ていただいたということで、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 何か私の質問が、とてもかたくなに受け取られているんじゃないかと思うんですけれども、状況としては、農業委員さんの活動というのは月額報酬している、当町でも教育委員や社会教育委員、ありますよね。私は、この値上げに対して本当に農業委員さんの御苦勞に報いる十分な額とは思いませんし、だからといって町が際限なく出せるとも言えない厳しい状況だということもわかりますし、別にこれ以上に、今上げるべきだと言っているのではなくて、こうやって条例が出てきましたので、上げることについては私は反対ではありませんけれども、今後の方向として、やはり1回、もし仮に本当に出たくても出られない事情が起きた場合など、農業委員さんにその日の1日分の報酬が、1カ月分というか、ほとんど月に1回ぐらいずつ農業委員会が開かれているということです。報酬が無報酬になりますので、日常の活動を少しでも報いるという行政の立場から、今後、日額ではなくて月額の方角も検討していただけないかなという思いを込めて質問をしています。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 議員の御質問の意図は了解いたしました。

私も、こうしたまちづくりに住民参加を得るためには、それに合った報酬というのを考えていかなければならない、この農業委員にかかわらず、そう思っております。また、それと全体的な財政状況というものを考えながら協力していただく分には協力していただく、そういったことを考えながら、これからこの農業にかかわらず、この委員報酬というは、十分住民の理解が得られるような仕組みというのを考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。5番、澤畑義照君。

○5番（澤畑義照君） 私は報酬を値上げすることは賛成でございますが、私だけかもしれないんですけれども、農業委員の主たる活動といいたししょうか、職務といいたししょうか、それについてお答えできればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 産業課長。

○産業課長（岩田利文君） 5番、澤畑議員にお答えします。

農業委員活動は主にどういうことをやっているかということですが、農地法関係の案件の審議、それと農業経営基盤強化促進法関係案件の審議と、認定農業者等の審査、そういう仕事と、あとはそのほか以外の日常的業務ということで、先ほど言いました農地の見回り、流動化の促進、現地の確認、申請土地に対する現地の確認、住民からの相談への対応と、以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

芹澤徳治君、杉本道生君の入場を許可します。

（芹澤徳治君、杉本道生君入場）

◇

◎日程第12 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第12、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案の22ページから34ページ、新旧対照表4ページから12ページをごらんください。

今回の条例改正は、平成17年8月15日付の人事院の給与改定に関する勧告を受けて、国において改正給与法案が平成17年10月15日可決成立したので、地方公務員についてこれに応ずる改正を行うため、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の改正内容は、給与構造の改革による給料表及び給料制度の見直し、勤務実績の給与への反映を促進するため昇給制度を改正するものであります。

また、給与条例の一部改正に伴い、川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の2条例の一部を改正する必要が生じますので、あわせて改正するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。6点通告をしていますので、お願いいたします。

まず1点目ですけれども、平均で4.8%の引き下げということで、若年層は下げないで中高年層で7%ほど下げて、昇給カーブをフラット化するという説明があったんですけれども、中高年層というのは一体どれくらいの、何歳ぐらいの人を指しているのか、お聞きします。

それから、2点目ですけれども、中堅層の給与の引き下げということで、仕事に対する、仕事といっても単なる仕事ではなくて、住民への奉仕第一の仕事ですけれども、その意欲を失うことにならないよう、職員の皆さんへのこの改定の説明、あるいは説明をして了解を得ているのかどうか、お聞きいたします。

3番目ですけれども、18年度の予算をちょっと見たんですけれども、給料が前年比5%増になっているんですけれども、全体で4.8%の引き下げ、平均でと言っているわけですから、増になっているということが、どういうことで給与予算が増えているのか、お聞きいたします。

それから、4点目ですけれども、第15条の9の第1項の災害派遣手当に武力攻撃事態法による派遣が追加されていますけれども、この派遣された場合の勤務内容、どういう場合に派遣されるのか、具体的に、それと手当はどのような額になるのか、わかったら教えてください。

それから、5点目ですけれども、勤務実績を昇給に反映するという改定を行うんだという説明もありましたけれども、この実績を反映する評価ですが、だれがどのように行うのか。そういう評価委員会みたいなのを設けるのか、町長あるいは課長会議でやられるのか、その評価の公平性、あるいは職員の身分の保障を、当町の職員には職員組合ありませんし、どのように保障されるのか、お聞きいたします。

それから、6点目ですけれども経過措置によって現在の給与が下がる、中堅層以上の人でしょうけれども、場合はそこに到達するまで給料を補てんするというふうになっているわけですけれども、その総額は例えば18年度ではどれくらいを見ているのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点目でございます。中高年層とは何歳ぐらいを言うのかとの御質問であります。本年4月1日現在で35歳に達する者、職務の級でいいますと主任、主査のクラスから昭和22年生まれの階層、参事までを言います。

それから、2点目でございます。職員への説明、了解は得たのかということでございますけれども、平成18年当初予算の作成におきます基本方針の中で、町の財政状況の説明や、間接的には報道等によりまして職員は理解しているものと承知しておりますが、これにつきまして特に説明は行っており、したがって表立った了解は得ておりません。公務員として国、あるいは地方公共団体の厳しい財政事情は理解しているところでありますので、これまで以上に効率的な行財政への取り組みへ努力していかなければならないと考えております。

3点目の18年度予算の給料、前年比5%になっている理由でございます。平成18年度、当初予算の職員人件費につきましては、現行の給与制度で試算をし、計上しております。給与改定によ

る増減は見込んでおりませんが、定期昇給による平均昇給率を2.42%と見込み、さらに留保分として1%見込み予算を編成していますので、同じ職員で比較すれば3.42%の増額となります。また、職員異動として特別会計等の人員配置の関係で、一般会計で予算計上しております職員が1名増になっていることと、前年度比較で給料が高い職員が一般会計の方に増えたことにより増額となりました。

4番目でございます。災害派遣手当によりまして、派遣が追加されているが勤務内容と手当の額はということであります。勤務内容であります避難住民の誘導、あるいは救援への協力等を行うものとしたしますが、また詳しい説明につきましては委員会付託案件となっておりますので、その席上で行わせていただければと思います。支給される派遣手当の額であります、現行の給与条例第15条の9第2項に規定されております額と同額といたすものでございます。

それから、5番目の勤務評価であります。だれがどのようにして行い、公平性、職員の身分の保障はどのように保障されるのかということでございます。改正後の給与条例第4条第4項の規定の適用は当該職員の勤務成績につきまして、その職務について監督する地位にある者の証明を得て行うこととなります。具体的には、課長職の職員につきましては助役、あるいは教育長が、課長職以外の職員については課長及び局長が行うものとなります。その証明に基づきまして昇給の号給が決定されていくこととなります。次に、勤務実績の公平性、職員の身分の保障ということでもありますけれども、職員の勤務成績の判定は現在でも実施されているところでありますけれども、今後、昇給日において昇給させなかった場合、または勤務成績が良好であると認められない職員として、昇給の号給を決定した場合には、その根拠となる規定等を職員に通知していくことで対応を考えているところであります。

最後の御質問であります、この経過措置によります給料をどのぐらい見ているかということでございます。附則6のところの給料の切りかえに伴う経過措置ということであつてありますけれども、1カ月当たり現在のところ142万3,800円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。反対の立場から討論を行います。

第163回国会で、昨年10月28日に共産党、社民党以外の与野党全員の賛成で国家公務員の給与改定、関連7法案や国会議員歳費などの改定法案が可決成立しました。その中の1つで、一般職の職員の給与に関する法律の一部の改正が行われ、それに基づく今回の条例改正の提出だと思います。

人事院勧告を受けて平成6年4月から、俸給を最大7%、平均で4.8%一律に引き下げるというもので50年ぶりの大幅引き下げと報道されました。民間準拠を口実に行われる給与水準の引き下げは、経営側が望む給与の引き下げ競争に拍車をかけ、今でさえ生活を困難にしている低所得

者層への一律引き下げや改善抑制をもたらすことが考えられます。

膨大な国の借金を理由に行われるこのような財政削減の一環としての職員給与の引き下げは、むしろ国が行っている軍事基地の移転費用や軍備拡大、むだな大型公共事業など、何の反省もなく借金を増やし続けている、こういう政治のもとでは焼け石に水であり、むしろ根本原因をあいまいにするものであると思います。財政効果どころか、国民に及ぼす悪影響の方が大きいものではないでしょうか。それを地方自治体も国家公務員に準じて引き下げを行うことで、もともと所得水準の低い当町においては、なおさら町民への影響ははかり知れないものがあると思います。

少子化、若者の結婚離れの原因に不安定雇用や低賃金が大きく取り上げられている昨今、さすがに下に厚く上に薄くの昇給カーブのフラット化が行われるとのことですが、それも若年層の給与を引き上げるわけではなく、ましてや最も子育てに大変な、経済的にも大変な中堅層の人たちの給与を頭打ちにしてしまうのでは、何の改善にもつながるものではないと思います。ましてや職員が自由に不満を言える職員組合もない当町では、給与に勤務実績を反映するための任命権者における評価制度が持ち込まれれば、今でさえ土日などにおいても夜においても、さまざまなイベントが行われ、そのたびに若い職員を初め大勢の職員が出役されていますが、主に若い職員の人たちの姿がたくさん見られます。そういう中で、若い職員がデートや子育てに参加する時間がとれないまま、仕事に追われ、家庭崩壊、未婚、晩婚にさらに追い打ちをかけるものになるのではないのでしょうか。

今回、国の給与改定関連7法案の中には特別職の引き上げもありました。一般職で最も大きな引き下げとなっている局長クラスの6.7%程度と同等の引き下げを国は可決しましたが、当町では、そこは何も手をつけないまま職員給与の引き下げだけを諮問した町長の姿勢は、決して褒められるものではないと思います。

また、武力攻撃事態法が施行されることから、派遣手当もつけ加えられていますが、法律が成立したのだから、派遣されれば当然、手当を支給されなければならないものとしても、この武力攻撃事態法案の内容自体が大変な問題のあるもので、これから委員会で審議しますので詳しいことは述べませんが、地震、災害などへの復興支援と違い、予測される攻撃への職員の派遣もあり得るということで、本当に若い職員を危険に送り込むことにもなりかねないものだと思います。

また、中堅層の職員の給与の頭打ちということで、町民への奉仕意欲を向上させ続けられるかも、先ほど総務課長の御答弁は大変清い心で、厳しい財政状況のもとで公務員としてそのことを十分理解しているから了解できるというふうな御答弁でしたけれども、やはりそれを維持続けるということは、それなりの保障があって当然ですし、私はこういう中堅層の引き下げ自体も大変な影響が起きるものだと思います。

当町にとって、若い人たちが一番多い役場は、一番元気がよく明るい職場でなければならないはずで、そのことが町民にもたらす効果こそ、はかり知れないものであり、職員との十分な協議も行われぬまま繰り返される、このような公務員の手当や給与の引き下げは、町を暗くする要因にこそなれ、何の財政効果ももたらさないことを主張しまして、反対討論とします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 13番、中澤。私はこの条例に賛成する立場から討論いたします。

この条例の基本的な点は、人事院の勧告に基づく改正でありまして、周りの自治体等もその人事院の勧告に基づきまして改正をしております。そうした中、民間の企業等も非常に厳しい賃金闘争をしておりますが、町民にも行政改革をやるんだという姿勢を示すためにも、条例の改正に私は賛成いたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩とします。再開は10時15分とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第13 議案第7号 地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理について

○議長（佐藤公敏君） 日程第13、議案第7号、地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第7号、地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理について、提案説明をさせていただきます。

議案書35、36ページ、新旧対照表13、14ページをお開きください。

本案は地方自治法の改正により、公の施設の管理方法を指定管理者か直営のどちらかの二者選択となったため、町所有集会施設（旧中川根町分）について、直営といたく関係条例を一括して

改正することとする提案であります。

関係する条例、川根本町コミュニティ防災センター条例第3条、川根本町地域振興センター条例第4条、川根本町高齢者コミュニティセンター条例第4条、川根本町集落センター条例第4条、川根本町瀬平集落センター条例第4条、各条例中の管理運営の委託に関する内容の一部改正であります。設置条例中に指定管理者による管理または管理委託の委託先が明記されていないものについては、そのすべてを直営とするという内容のものであります。

条例改正後の各施設につきましては、今までどおり各区に業務委託をお願いするということになります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 公共の団体に委託することができるとか、委託するものとするというふうな文章を削って、町の直営とするための条文整理ということですが、今までどおり業務委託を各地区へお願いするということで、多分業務委託契約を行うんだと思うんですが、ここに書かれているように、常に施設は良好な状態に置いて管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならないという条文を入れたことで、多分それを管理をする地区に対して義務づけるというか、かなり厳しい要望になると私は思うんですが、行政としては各区へどのように、どこまでをお願いをしていくのか、管理運営の責任についてです。それからそのことに対して規則が必要だと思うんですが、規則はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） ただいまの鈴木議員の質問でございますけれども、どのようにして行うのかという質問でございますが、先ほど議員さんもおっしゃられたように、現時点では今の体制と、そんなに変わりはありませんけれども、集会施設の保全と利用受付を目的とする業務に関して業務委託契約を締結して、お願いするように考えております。それから当然ながら、建物の保守ということもちょっと考えてございます。

それから、規則の関係でございますけれども、規則については、この条例が承認されることが前提となりますけれども、関係条例施行規則の中で、管理の条文の規定中、管理受託団体というのを業務受託団体に、管理者を業務団体に改めるなど関係規則の条文を改正することを現時点では考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 規則はいつごろできて、それは議員に配付していただけますか。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） 規則の方は現在やっております、3月の中旬ぐらいにはできるかと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 最初の質問でも少し触れたんですけども、今、企画環境課長から、どのようなことを地区が責任を持つのかということで、施設の保全と利用の受付、建物の保守などということ、利用の受付は今までどおりやっていて、掃除などもほとんどの地区がやっていたと思うんですけども、旧徳山地区においては保全と保守ですね、建物の保守については、本当に合併のすり合わせによる条例改正によって新たな責任というか、発生したものであって、ましてや区民の人たちが力を合わせてやれる、交代交代でやれることはまだしも、そこにお金の負担、地区の人たちの大きな負担増が生じることも出てくるわけです。で、こういう改正を本当に住民の人たちや地区の役員の人たちに、きちんと説明をして行っているのかどうか確認をいたします。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） 説明の関係でございますけれども、細かい説明といいますか、依頼については区長様にこういう形でやるというのは細かくはしてございません。現時点ではしておりません。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○11番（鈴木多津枝君） 説明をきちんとしていないということで、本当に心配なわけですけども、前回も条例改正のときに全協で聞きましたら、区長さんたちの区長会で了解を得ているとか、区長さんたちは各区で役員会を開いて了解していることだとか、そういうふうな話がありましたけれども、実態はそうとは違っていました。

今回は、余り説明をきちんとはしていないということで、正直に言われたんですけども、どのように了解を、前回の条例改正のことについても、まだ納得していない地区、納得というかよくわかっていない地区もあって、住民の方はましてやほとんど知らない、そういう状態になっています。私は、もう変わってしまったものを今ここで持ち出してもしょうがないとは思いますが、本来なら町が建てた建物ですので、旧中川根側については、このような厳しい義務を課することについては、もっと住民の人たちときちんと話し合って、了解を得ていくべきだと思うんですけども、どのようにそれを担保していくのか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） 業務委託の関係もそうなんですけれども、区にお願いするに当たっては、3月中にそれぞれの区長さんに説明をしに伺います。というのは、その業務委託をするに当たって御理解をいただくためのものでございまして、ほかに3月29日にも区長会が予定されておりますので、その席上でもお願いをするということで考えております。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第7号、地方自治法第244条の2第3項の改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第8号 川根本町奥大井もりのくに条例の制定について(全部改正)

○議長(佐藤公敏君) 日程第14、議案第8号、川根本町奥大井もりのくに条例の制定について(全部改正)を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第8号、川根本町奥大井もりのくに条例の制定について説明をいたします。

このたび、川根本町奥大井もりのくに条例の制定につきまして、全部改正ということでありま

す。

第7条のもりのいずみ使用料、第10条の利用権の譲渡等の禁止、第13条の指定管理者による管理等を改正し、第1条でうたっています「温泉と森林自然環境を活かし、地域の振興と町民の福祉、健康増進及び観光の振興を図るため」ということを具現化するための川根本町奥大井もりのくに条例の制定の全部改正ということであります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。何か1人で質問しているようで申し訳ありません、勉強していないみたいで。

まず最初に町営ということで、どのように運営していこうと考えていらっしゃるのか、大変な状況ではないでしょうかけれども、施設の維持、修繕まで入ると非常に大変な財政的なものも、出さなければならないという状況にありますので、今後の見通しなども含めて、町長のお考えをお聞きします。

それから、現在、町外者に対しても500円の料金で入浴しているわけですが、特別な状態ということで、客数をこれで700円に500円を上げるということで、やはり値上げというのは町営バスのときも言ったんですけれども、上がったということが利用者にとってはショックなこと

であって、本当に下がったのはうれしいけれども、上がるというのは大変大きなショックであって、それが原因で利用客の方々が、本当に客数を維持できるのかどうか、18年度の当初予算でもかなり多くの客数を見込んでいますけれども、本当にそれが可能と考えるのかどうか、どこでこういう500円を700円に上げるという、町外者は料金を上げるということを決めたのか、お聞きをします。

それから、通告にはないですけれども、子供の料金が250円ということで、私は町民が250円、町外者が300円ということで、これは大人の料金に比べてかなり安いと思うんですけれども、こういう料金をどこで設定したのか、それをお聞きします。また、決めた理由についても、ありましたら、わかりましたらお聞きいたします。それから、川根温泉の料金との比較なども、通告したのでされていると思うんですけれども、それについてもお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、管理運営のこの条文の中に、管理運営についての条文がないわけですが、どのように管理運営をしていくのか、責任者はだれなのか、そういうことを定めていないということはなぜなのか、お聞きいたします。

それから、4点目に、13条のところに指定管理者による管理が書かれているわけですが、町の直営でやるという一方で、指定管理者に指定することができるというふうに、ここにわざわざ書くというのは、これまでの条文のつくり方と変わらなくて、指定管理制度のもとでは、こういうことは認められないのではないかと思うんですけれども、直営にするか指定管理者にするか、どちらかだというふうに説明を受けていますので、こういう条文でいいのかどうか、どのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 大まかに4点の質問でありましたけれども、1点目が町長にという御質問でありましたので、私の方からまず答えさせていただきます。

今回、こうした状況の中で直営ということで2月中旬から始めております。こうしたこの施設の運営に関しては大変厳しい状況にはありますけれども、新町建設計画にありますように、温泉というのは大きな我々の財産でありますので、その一つの活用施設として今後とも地域振興に役立てていきたいと考えております。

ただし、やはり役場の仕事、多岐にわたっておりますので直営のまま、このまま運営するのは、やはりいろいろな新しい集客をするためにも、そうしたノウハウを持っている企業、あるいは団体等との中に委託する形で、今後運営ができればというふうな方向を持っております。現在、緊急措置として直営で行っておりますけれども、こうした業者の選定、あるいは企画の提案等を受けまして、なるべく早い時期に、そうした業者に委託という形で仕事をお願いできればと考えております。全協等に申し上げたように、今後の運営に関しては行政と、あるいは地域の方、そして運営する母体、そういったものが密接に連携しながら、いわゆる多くの方々に訪れ楽しんで、それが地域の振興につながる、そうした施設として位置づけておきたいと考えております。

また、現在の状況、料金体系が今までの道路の崩落、あるいは県内、あるいは愛知で行われましたそうした大きなイベントの影響を受けた、そういった緊急避難的な措置ということで、今までの料金体系があったというふうに考えております。そういったことを踏まえて今後の健全な料

金体系、あるいは運営を行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 鈴木多津枝議員にお答えします。

料金と、川根温泉との比較ということを伺いましたけれども、1つ目の料金については、卑近な例として、島田の蓬萊の湯が大人が平日600円、土日祝祭日が700円、黄金の湯、梅が島です、これは大人が800円、子供が400円、大東温泉シートピアが大人が950円、小学生が500円、山せみの湯というのがありまして、静岡市清水区ですけれども、これが大人が800円、小学生が400円ということで、こういうものをかんがみて料金の設定を町外者700円、町民500円といたしました。

また、ちょっと余分ですけれども施設の入り込みについては、川根温泉と比較しますと、川根温泉がもりのいずみの約10倍、ということで御理解願いたいと思います。

2つ目の、管理運営の条文がないのはなぜか、責任者はだれかということなんですけれども、この第6条に「もりのくにの施設を利用しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない」とうたわれています。これにより、管理運営責任者は町長であるということで御理解願いたいと思っております。

もう1件、第13条に指定管理者による管理が書かれているが、直営か指定管理者を指定するかのどちらかを選ばねばならないのに、違反していないかという件ですけれども、これについては、第13条には「町長は、もりのくにの管理を指定管理者に行わせることができる」とうたわれています。この、もりのくにについては現在、2月3月は直営で営業し、18年度においては当初予算を見ていただくと、1カ月分が直営ということになっておりますけれども、あと残りを管理運営を委託し、1年間検討させていただいて、ここに書いてあります、いわゆる指定管理者、地方自治法第244条の2第3項、第4項、5項、6項、6項は議会にかけるということですので、により指定管理を考えていきたいと思っております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 町長の今後の運営方針というのは、私も非常に納得できました。本当に町民にとって大きな財産であることは間違いがないことで、ただお金がかかるということをどうやっていくのか、それを上回る地域に還元される活性化策を講じていくということで、みんなで知恵を出していかなければならないだろうと思います。それが指定管理者に委託することがいいのかどうかというのは、また別の問題だと思いますので、慎重にやっていかなければならないと思います。

料金についてですけれども、近隣の温泉の比較ということで川根温泉との比較をお願いしたんですけれども、それを言われなくて、町場の便利なところの温泉ばかり名前を挙げて料金比較されるというのは、これはちょっとどうなんだろうなと思います。川根温泉では500円の子供300円ということで、多分回答があると思うので、私も電話で聞いたんですけれどもメモしてきませんでしたから、ちょっと不安ですけれども確認をいたします。そういうことで、私は子供の料金は、確かに子供を連れてお風呂に入る、安ければいいわけですけれども、一緒に楽しむところだから250円まで下げる必要はないんじゃないかなと、うちのお風呂に比べたら、とってもいいお風呂

ですので、そういう意味でこの料金について、どういうところで決められたのか、何かちょっと、もう少し検討が必要ではないかなと思います。

それと、道路の崩落とか愛知万博などの影響を受けて、緊急避難的な料金にされたというふうなお答えもありましたけれども、緊急避難的な料金と行政の方は思っている、利用する人たちにとっては、決して緊急避難的ではなくて、リピーターというか繰り返し来てくれる人をやっぱり必要とする施設だと思うんです、特に温泉なんかについては。1回来たらもう行かないよというんではお客の増加は決してもう望めないわけで、そうすると本当にいいおふろにまた行きたいというふうな、気軽に行けるというふうな、特に町民の人たちは気軽に入ってもらえるというふうな料金にするのがいいということで、500円というのは町内の人たちのはいいですけども、町外の人たちもやはり私は別の料金にするというのはどうなんだろうという気がします。遠いところから来てくれる人たちも結構多いし、その人たちに足を運んでもらうために、700円の料金をもう一度再検討される考えがないかどうかお伺いいたします。

それと、管理運営は6条で町長がというふうに、町長の許可を受けなければならないというふうにやってあるから、これで管理運営の責任者は町長だということですけども、これは非常に何というのか、木で鼻をくくったような答弁で、例えばウッドハウスおろくぼの設置条例なんか見ますと、ちゃんと管理運営について規定しているわけです。私も、まさかそういう答弁が来るとは思わなかったもので、それもメモしてこなかったんですけども、ぜひもう一度研究をされて、非常に問題のある条例で、委員会付託にしなかったのが大きな過ちかなと思っているわけですけども議運のメンバーとして、もっと慎重に対応していただけるかどうか、今後検討していただけるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 第3セクターから町営に移管した時期でありますので、もちろん慎重に物事は進めておきますけれども、今後の運営の中で、やはり支障が起きたとすれば条例、あるいは料金等についても十分慎重に対応しながら、本来の機能を発揮するように、必要があれば、それは見直すことがあろうかと思っています。

それから、もう一点ですけども、やはり今までの町外者の料金設定でありますけれども、私のイメージとしては、もちろん町内の方々はおふろに入るというイメージで、私は多くの方がとらえていると思いますけれども、町外者の方に関しては、もちろんプラスアルファの要素も、たしかここまでおふろに入る理由があろうかと思い、そういったものも提供することによって十分700円という料金設定でも満足いける、あるいはもう一回行ってみよう、あるいは四季折々のその温泉につかってみようという動機づけがなされると思っております。そういう意味で、これからの管理のあり方、あるいは企画、そういったものが私は大事だというふうに考えております。

また、これだけ公的な資金を投入しておりますので、やはり町民の方には町外者とは少し料金的にも差をつけていくことも、1つの理由があろうかなというふうに考えております。

いずれにしろ、温泉プラス魅力をいかに出していくかが課題かと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 失礼しました、川根温泉についてですけども、大人がおふろ

が500円、プールが700円、共通で1,000円。これ小学生については、おふろが300円、プールが300円、共通で500円。これ利用時間ですけれども、おふろ、プール3時間ずつ、共通が5時間となっております。また、なぜ町民が500円かというのは、ちょっと詭弁になるかもしれませんが、第1条で町民の福祉、健康増進及び、こう記載されておりますので、その観点から町民は500円だということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。10番、板谷信君。

○10番（板谷 信君） 10番。一点だけお聞きしたいと思います。

これから、指定管理者制度をうまく運用していくためにも一点確認で聞いておきたいなと思うところがあります。13条で指定管理者による管理が規定されていますけれども、その2項の第2号の使用料を徴収することという規定があります。この規定は、地方自治法の244条の2の8項のところで、町長はその料金を受託管理者の収入に上げることができるというような規定もあります。この条文だけではちょっと何をあらわしているのかわかりませんもので、確認の意味で、この2号の使用料を徴収することというのは、単なる徴収手続だけを指定管理者が行うのか、これをこの料金をもって指定管理者の利益というふうにできるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） ただいまの質疑ですけれども、今言われましたこの244条の2第8項に書いてあります件ですけれども、当該指定管理者の収入として収受させることができるということの件ですけれども、うちの方のこの条文については、使用料と第7条に書いてありますけれども、使用料をいただくということで今は考えております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） いただくというのは、町がいただいて徴収手続だけを指定管理者がやるということですか、それとも指定管理者の収入として徴収するということですか、この点を聞いています。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 失礼しました。使用料、手数料は指定管理者がいただくということで考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 同じ質問をしているもので……。なってしまうんですけれども、本当にそれで、そういうふうにこの条文を理解していいんですか。私はもっと違う答えが返ってくるといふか、徴収手続だけをやるんじゃないかなという気がしたもので、ここを確認しておかないと、全然管理の仕方が変わってくるもので、そういうのでこのところ、もう一度確認します。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） きょう示した第7条の使用料についてで、使用料については、いわゆる温泉1口6,500円でしたか、そのうたいがありまして、あそこは12リットルで2口とい

うことで、その使用料6,500円掛ける2で1万3,000円、その使用料は考えております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 板谷君の質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○10番（板谷 信君） お願いします。この一点だけで結構です。本当はもう少し広げて聞きたかったんですけども、ここのところでちょっととまってしまっているもので、というのは当初予算の、このもりのいずみのところで財源内訳の中で600万円ほどの収入が上がっています。でもこれはもし、今、課長が答えたように、これは指定管理者のものなんだよということになってしまうと、たとえ11カ月にしても町の収入として上がってくるということにはならないもので、そのところは、その料金は、どちらの料金としてなるのか、ここの点をもう一度確認したいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 課長から詳しい説明があろうかと思いますが、ここで言っているのは、私の基本的な方針として、直営になって指定管理者に即移行するということを言っているわけではございません。1年間は、委託はしますけれども直営でやるという形でやっていく。その中で1年間、その状況とか、して見ていくという形です。

板谷さんが言われているのは、これが指定管理者へそのまま移行するというような感じでとられていると思いますけれども、私はそういうふうなつもりで予算を計上した思いは、いわゆる直営でやりながら、現在は本当の、本当の直営という言い方はおかしいですけれども、そこへそのノウハウを持った方が委託という形で入ってやっていく、ただ将来の指定管理者制度で正確に、本格的に移行というのは、やはり状況を見ていかなければ、あるいは基本的に赤字で、経営が立ち行かないものを指定管理者に移行することも、そういった意味では無理な話でありますので、その移行期間として、この18年度があるということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 12番、芹澤徳治君。

○12番（芹澤徳治君） お互い違うようですので、暫時休憩をとっていただいて全協を開いていただければと思います。

○議長（佐藤公敏君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時09分

○議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 失礼しました。先ほどの質疑ですけれども、地方自治法第244条の2第8項により、指定管理者に使用料が入るということで御理解願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町奥大井もりのくに条例の制定について（全部改正）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町奥大井もりのくに条例の制定について（全部改正）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第9号 川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第15、議案第9号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第9号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

現在、田野口地区は、昭和40年代に地区で設置した組合水道と個人水道で生活用水を確保しています。これまでの経緯を説明しますと、平成11年9月22日と平成15年2月24日の2回、地区からの要望書の提出があり、旧中川根町簡易水道運営委員会の審議を経て、平成15年度に町として簡易水道事業化の意思決定をしました。平成16年度に基本計画策定に着手し、建設事業実施を平成18年度から平成19年度の2カ年度と予定し、平成20年4月の給水開始を目指した静岡県知事の水道経営認可申請手続を進めておるところでございます。

この田野口簡易水道の経営を行うに際し、簡易水道設置条例を改正し、田野口簡易水道の設置及び給水区域を田野口区と定めるとともに、施設の規模を示す給水人口を250人、施設能力を示す1日最大給水量を87.5立方メートルと定めるものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第16 議案第10号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について**

○議長(佐藤公敏君) 日程第16、議案第10号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第10号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、水道法の改正に伴い、水道事業者である川根本町が貯水槽水道の管理体制強化を行おうとするものであります。

水道事業者である町は、貯水槽を設置している加入者に対し、その貯水槽の管理に関して指導、助言、勧告及び情報提供を行うこととし、また、貯水槽設置者のうち簡易専用水道としての設置者については、水道法第34条の2の規定の遵守を、小規模貯水槽水道としての設置者については、別に定める努力義務を求めるものであります。

なお、別に定める努力義務とは、水道法施行規則第55条に規定されている管理、検査等に準じることといたします。

また、先ほど議決をいただきました議案第9号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例に関連し、給水条例を改正し、田野口簡易水道の水道料金を旧中川根町の水道料金と同一に設定させていただくものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。まず最初に、これまで整備してきた簡易水道ですけれども、初めてこの貯水槽水道とか、簡易専用水道とか何か耳なれない施設の名前を聞くような気がするんですけれども、今までは簡易専用水道というふうに単純に思っていたんですけれども、貯水槽水道というものがあって、今度、田野口がそれで整備するということで、通告では貯水槽水道のうちの簡易専用水道ということで、今までは施設を整備してきたものかどうか。

それから、田野口の場合は貯水槽水道検査が小規模貯水槽水道ですか、ここに小規模と書いていないんだけれども、貯水槽水道は検査が甘くなっていて、努力規定になっていますけれども、田野口の水道をこの貯水槽水道にする理由は何なのかということ。

3点目に、今までは料金のことなんですけれども、工事が終わって供用開始になって初めて料金を町の簡易水道料金にしていたと思うんですけれども、田野口の場合は工事前に料金を統一するというので、これもちょっと今までにないことだなと思いますので、理由をお聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

○建設課長（山田俊男君） それでは、お答え申し上げます。

まず議員の方から、今までやってきた整備は簡易専用水道かという御質問でございますが、そうではなくて、町で今まで水道設備をやってきたことにつきましては、地方自治法第244条第1項の規定によって設置された簡易水道でございます。

それから、ちょっと田野口が、これは今後進めていくわけなんですけれども、貯水槽水道なのかどうかということではなくて、田野口も簡易水道であります。それから、もう少し貯水槽水道については、つけ加えて御説明を申し上げます。

田野口の工事前に料金を統一するのはなぜかというような御質問がございましたが、これまでは予定している水道料金において、経営認可手続の収支計画を計算して申請をいたしてまいりました。今回の田野口簡易水道の申請に当たっては、経営認可を行う県の指導もございまして、議会の議決に基づいた水道料金で収支計算をして、経営認可申請をするというものでございます。

それでは、先般の全員協議会のところでも申し上げましたので、重複するかもしれませんが、この中で出ている貯水槽水道につきまして御説明を申し上げたいと思います。貯水槽水道並びに小規模貯水槽水道につきましては、それぞれの施設で設けている容量、タンクの大きさによって区分されるというものであります。その水源は、当町におきましては簡易水道であるものを水道事業ということになっておりますが、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源といたします。したがって、それぞれの施設で簡易水道からそれぞれの施設のタンクにためている。それでそれを利用しているということであります。それで、そのタンクが10立方メートルを超える貯水槽については貯水槽水道という区分になります。

それで、ここには36条の3の2項によりまして、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者ということになっておりますが、これが小規模貯水槽水道、つまり10立方メートル以下のタンクを擁している施設ということでございまして、先ほど検査が甘い云々というような御質問がございま

したけれども、簡易水道においては9項目においては毎月実施をいたしております、それぞれの水道で。あと全項目という検査がございますが、それらについては三、四カ月に一度簡易水道については行っております。

それで、先ほど言いましたように貯水槽水道に該当する方々については、34条の2項に定めまして、検査を受けなければならないというふうに義務づけられているものであります。それで10立方メートル以下のものについては検査を行うよう努めなければならないというふうに努力義務をうたっているものであります。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 大変失礼をしました。ちょっと勘違いをしていて、貯水槽水道というのを、新しくそういう施設を設けるのかと思って勘違いしていました。結局、簡易水道から引いてためて使うものについての規定を新たにしなければならないということで、ここに条例改正をするということですね、それはわかりました。

それと、田野口の簡易水道の料金のことですけれども、何か議会の議決に基づいた水道料金でないと国の方の経営認可がおりないとおっしゃったんですか。経営ですか、それとも工事の認可ですか。そのところを確認したいんですけれども。それと、それは必ずしも同じ料金にしなければおりないんでしょうか。今、田野口の方は別の料金だと思うんですけれども、その料金で田野口のところはその料金にしますよという申請では、何とか認可がおりないのかどうか、確認をします。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

○建設課長（山田俊男君） まず、田野口についての料金でございますが、議員も御承知のとおり、合併協議において旧町の範囲内でそれぞれの経理をすると、料金も別に設定するというのを踏まえまして、旧中川根のエリアでは昨年の12月に10%の値上げを議決していただいております。その料金が今度の条例の中に別表としてうたわれるわけですけれども、それも添付書類として経営認可を県に申請するに当たって、添付書類として必要であるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） そのことは田野口の住民の人たちには、もう話をして、承認をいただいていることなんでしょうか。

条例改正のときに、別々の料金にして中川根の方だけ水道料金値上げをするときに、その理由は借金が中川根の場合には多くて、一般会計からの繰り入れが大きいと。それで、いい施設のいい水を使っているんだから、それに見合った料金で仕方がないというか、高くなってもしょうがないんだと、そういうふうに言われましたし、また何回も言いますけれども、介護保険料の算定のときも、違うものをすり合わせするときに、サービスが同じになるんだから同じ料金で当たり前だよという片方では説明がありながら、水道料金はそういう別々の料金を設定したということで、私は非常に納得いかないわけですけれども、それを田野口の人たちに、またいい施設のいい水が供給されていないときから、その高い水道料金をいただきますよということを、どのように

納得していただいているのか、説明を求めます。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

○建設課長（山田俊男君） まず、田野口の料金だけをこの場で定めたわけではなくて、すべての簡易水道について中川根エリアについては統一料金でございます。

それで、このことにつきましては過去の水道運営委員会でもお諮りをして、議論をし、答申もいただいております。地区の皆さんにおいても設計の段階、もう大分前から、先ほどの町長の提案理由にもございましたように、地区からの要望は以前からございまして、それを設計並びに実施に向けて、ようやく平成18年度建設の段階に来たという中で、現在においては田野口においては、水道の委員長さんがいらっしゃるのですが、ちょっと正式名は答弁できませんが、委員長を中心にして区民の皆さんにもお諮りをし、先般、昨年になりますが、私も同席して今後の計画、あるいは料金についてもその場で説明を申し上げてございます。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号 川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第17、議案第11号、川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第11号、川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

平成18年4月1日をもって川根本町中川根消防団と川根本町本川根消防団が統合することに伴い、条例の一部を改正するものです。今回の改正は、統合する消防団名を川根本町消防団とし、その管轄する区域を川根本町一円とするものです。

改正時期につきましては、統合する平成18年4月1日といたしました。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 団員の定数を変えるわけですがけれども、576人……失礼しました。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第12号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第18、議案第12号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第12号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案第11号と同様に、消防団が統合することに伴い改正するものであります。

改正内容は、統合後の川根本町消防団の定数を460人とするものです。

この定数については、各消防団及び消防委員会で検討した結果によるものであり、現在の実員数に近づけたものです。

改正時期は平成18年4月1日としました。

よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 先ほどは大変失礼をしました。

定員を減らす、576人を460人に減らすわけですがけれども、実態に合わせて削減するということで、だんだん減っていているというのは聞いていますし、人口も減っている状況ですので、それもやむを得ないかなとは思いますが、減っている状態で、これからも実数が減っていくでしょうし、こういう定員削減で対応していくだけでいいのかどうか、団員が確保できないから実数に合わせて削減をするのか、それともこの団員で当面十分足りる状況だというふうに判断しておられるのか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、御質問にお答えをいたします。

団員の定数につきましては、現行、中川根消防団296人、本川根消防団280人、計576人としておりますが、近年、新入団員対象者数が減少しまして、現団員数は中川根消防団246人、本川根消防団194人、計440人と136人の開きがございます。将来的に見ましても、新入団員の急激な確保は期待できず、本年4月1日からは460人に定員を改めるというものであります。

なお、つけ加えさせていただきますと、この条例の定数につきましては、消防団員等公務災害補償等共済掛金、これにも関係いたしますので、より実数に近い定員を設定することが適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第13号 中川根町青少年問題協議会条例の廃止について

○議長(佐藤公敏君) 日程第19、議案第13号、中川根町青少年問題協議会条例の廃止についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第13号、中川根町青少年問題協議会条例の廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

青少年の育成指導、保護に関する連絡調整や青少年に関する諸問題について御審議いただく機関として設置しております中川根町青少年問題協議会については、合併協議の結果、平成17年度内は存続し、平成18年度からは「明るいまちづくりの会」の組織に編入することになっております。

したがって、平成17年度末をもって廃止する中川根町青少年問題協議会について、この設置を規定している本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番(鈴木多津枝君) これは通告していないんですけれども、ちょっと町長にお聞きいたします。

青少年の問題というのは非常に重要な課題でありまして、青少年問題協議会条例を廃止するというので、今あるものを廃止して「明るいまちづくりの会」と統合するということですが、このことで活動などに後退はないか、縮小したりするようなことはないか、そのところを一点確認をいたします。

○議長(佐藤公敏君) 町長。

○町長(杉山嘉英君) 議員御指摘のとおり、こうした中川根町青少年問題協議会を廃止することによって、そうした青少年に対する取り組みが低下することはないと考えております。同じような組織が両町にございましたので、この「明るいまちづくりの会」に再編するものであり、今後ますますこうした青少年に関する協議、あるいは地域との連絡、あるいは企業、そうしたものの連絡というのは必要になってくると思いますので、この「明るいまちづくり会」を中心にして、みんなで青少年問題にかかわる雰囲気というのをつくっていきたいと考えております。

○議長(佐藤公敏君) 11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） もう一点確認をいたします。

後退するようなことはないということの確認として、これに携わっていた委員の人たちの人数です、あるいは予算がとられていたと思うんですけれども、そういうものも1つになっても今までどおりきちんと保障していくということなのか、確認をいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 必要な手だて、必要な予算というのはとっていくのですけども、今まであったものを2つ合算して同じ額を確保するというにはとらえておりませんし、必要なところには処置し、あるいは委員の数に関しても、それで足りる部分には例えば合算する部分もあるかと思います。それは状況によりながら、必要な組織、あるいは委員の方には入っていただく、そういう組織でありたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ここでこんなに手間取るとは思わなかったんですけども、当初予算に、もし仮に委員の人たちの人数の減とか予算の減があった場合に、それは状況を見ながらやっていくということではないと思うんです。状況を見ながらやっていくということは、あるかどうか分かりません、削減になっているのか。でも、万一そういうことになっているとすると本当にひどい、今の町長の答弁とは違う話だなということで、状況を見ながらやっていくということであれば、今までの組織をただ単に統合してやりますよ、それぞれの地域を守っていく、子供たちを守っていく活動はきちんと今までどおりやりますよということであれば、最初から委員の人数を減らしたり予算が減らされたりすることはないと思うわけですから、その点について町長の今の答弁を保証できるかどうか、もう一度確認いたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 必要なら予算内訳を担当から説明させますけれども、私が申しているのは両町に組織があったわけですので、その両町の組織の予算そのものが合算した予算計上というのは、このことに限らず、それはないだろうという話であります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、中川根町青少年問題協議会条例の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、中川根町青少年問題協議会条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第14号 川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例
の廃止について

○議長（佐藤公敏君） 日程第20、議案第14号、川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第14号、川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止について説明いたします。

この条例は、奥大井音戯の郷販売品基金に関する条例として平成10年度にスタートしたものです。

平成17年9月20日から施行しています川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の第2条に、基金の額は3,000万円とすることとなっております。現在物品と現金のトータルで3,000万円となっております。

基金により、販売品の購入等をしていましたが、事務の煩雑化の是正を考慮し、このたび川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止ということで提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、板谷信君。

○10番（板谷 信君） また同じ課長に聞くことになり、心苦しいんですけども、これもまた確認という意味で聞かせてもらいたいと思います。

まず第1点、大きなところは、この基金条例を使った物品の仕入れ、販売というやり方をやめるということではなくて、この販売そのものをやめるということなのか、ここで音戯の郷で販売、物を売るというのをやめるということなのかどうかということが1点、それから、もう一つは、そうだとするならば、最終のこの基金を使っの仕入れがいつごろまで続けられていたのか、それからもう一点は、この多分仕入れのときの価格で計算しているのを1,200万程度ぐらいだと思いますけれども、その在庫の部分をこれからどのように処理していくお考えなのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 板谷議員の質疑にお答えします。

1つ目の、販売そのものをやめるかということですが、今、提案理由の中で物品と現金とトータルで3,000万円ということになっております。現在、物品については1,300万円ぐらいの物品がありまして、これは現在、在庫となっておりますけれども、販売をやめるわけにはいかな

いと、これは原価の単価ですけれども、これを売って何とか現金化したいと思っております。

現在、平成17年度も基金会計でやっておりまして、もう閉めるということで1月には閉めてやっております。

大変恐縮ですが、最終仕入れの月日は確認しておりません。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） なぜ最終の仕入れというのは、別に何月何日というはっきりした金額をもらいたかったということではなくて、これから在庫の処分という形で販売を暫定的に続けていくのか、そのところを確認したいもので、それで最終仕入れはいつのなのかなという意味で聞かせてもらいました。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 失礼しました。

2月6日に支払いをしています。それで、その後はもう仕入れをせずに、在庫、先ほど言いましたように1,200万円ないし300万円ですか、これを売るときにはちょっと値を上げているんですけれども、今後それもちょうと検討しまして、何とか在庫を、どのぐらいのスパンで処理できるかわかりませんが、対応したいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 確認、ある程度できました。つまり、もう経常的にこれから販売をやるということではなくて、今の段階で2月6日に最終仕入れした後の在庫が、今現在残っている部分を処分しなければならないもので、現金化したいということで、その暫定的に販売を続けていくということだと、今の説明だと思うんですけれども、そのところを一点確認したいのと、そうだとすると近々、今度は音戯の郷条例の、これも販売の部分を条例改正していかなければならなくなると思うんですけれども、その点を確認したいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） これは平成18年度の予算の方にもかわりがあるんですけれども、基金条例を廃止しますと、もう今度、細々としたエトとか売れる部分もあります。そういう細々した売れるものは、その需用費の方で購入していきたいと思っておりますけれども、いわゆるちょっと固有名詞を挙げると、ダイラボッチとか余り売れないもの、そういうものはもう購入せずに何とか処分、処分という言葉はちょっと表現が適切ではありませんけれども、そういうことでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 私は手続の点で、ちょっとお聞きいたしますけれども、この基金条例を廃止して預金を解約するわけですね。それで残っている基金として、残っている財産、物品、在庫についても一般会計で今度は売り上げていくということだと、処理について、処理の方法について規定しなくてはならないんじゃないかと思うんですけれども、目的別の基金ですので、一般財源として使っていくという、そういう条文も必要ではないかと思いますが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 条例を廃止するものですから、処分については必要ないと考えております。

また、この現金ですよ、今これを一般財源、今度補正の方で上がっていると思いますけれども、今度一般財源の方で計上して使っていくということで、今後は音戯の郷も先ほど言いました需用費なども、一般財源の方を使わせていただいて予算化して、また売り上げたら収入の方は雑入なりなんなり、そちらの方で処理したいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止についてを採決します。

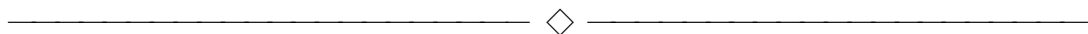
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町奥大井音戯の郷販売品基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第15号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

○議長（佐藤公敏君） 日程第21、議案第15号、静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第15号、静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、提案理由の御説明をいたします。

議案の52ページをごらんください。

静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合は、構成団体の非常勤職員に係る公務災害補償の認定及び給付事務を共同処理することを目的に、昭和44年4月に設立された地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合であり、現在まで構成市町村等の効率的な行財政運営に一定の成果

を上げてきております。

しかしながら、市町村合併が進展する今日、構成市町等が共通しているにもかかわらず、一定の地域内で事務ごとに2つの一部事務組合が設立されており、行政改革の観点から、効率化や組合議会の整理、また事務局体制の許可などが課題となっており、一部事務組合の整理統合の必要が生じています。

したがって、一定の地域内にて2つの一部事務組合となっている静岡州市町村職員退職手当組合と本組合との統合を図り、組合の総合的かつ効率的な運営と構成市町の行財政の合理化に資するため、本組合を解散し、その事務及び財産を静岡州市町村職員退職手当組合の組合規約変更後の、静岡州市町総合事務組合に承継するものであり、本組合の解散につきまして地方自治法第288条の規定により、協議いたしたく提案するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを採決します。

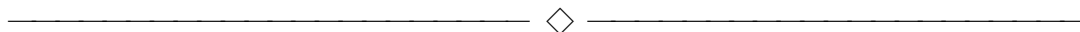
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散については、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第16号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

○議長（佐藤公敏君） 日程第22、議案第16号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第16号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、提案理由の御説明をいたします。

議案の53ページ、54ページをごらんください。

議案第15号の議決によりまして、本組合の解散に伴う財産を静岡州市町村職員退職手当組合の組合規約変更後の静岡州市町総合事務組合に承継するものであり、地方自治法第289条の規定により、本組合の財産処分につきまして協議いたしたく、提案いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第17号 静岡州市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について

○議長（佐藤公敏君） 日程第23、議案第17号、静岡州市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第17号、静岡州市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について、提案理由の御説明をいたします。

議案55ページから60ページ、新旧対照表28ページから32ページをごらんください。

本組合は、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合として、昭和37年11月1日に発足し、以来組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、今日に至っています。

市町村合併が進展する今日、組合を構成する市町や組合議会等が共通している本組合と、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を統合することにより、行財政改革を推進すべく、本組合の規約を別紙のとおり変更し、地方自治法第285条に基づく複合的一部事務組合として、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び非常勤職員の公務災害補償事務の2つの事務を共同処理することとし、組合名称を静岡県市町総合事務組合とするため、地方自治法第286条第1項の規定により協議いたしたく提案するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 組合の議員も正副組合長に対しても、構成自治体の首長になるということで、報酬や給料は支給しないというふうに8条、10条に規定されていますけれども、監査委員についてはその規定がなく、組合議員または学識経験者となっていて、もし組合議員である首長になった場合に、報酬、あるいは給料はどうなるのか、お伺いします。

それから、もう一点は通告していないんですけれども、58ページの第17条の2項ですけれども、脱退する場合において、納付した負担金額の100分の95に相当する額から、脱退するまでに支払った退職手当の額を差し引いた額を返還するというふうにあるわけですけれども、100分の95ということは、5%が結局事務費というか経費として差し引かれるよということだと思うんですけれども、通常もこの運営にそれくらいの納めている額の中から運営費として5%ぐらいが充てられているのかどうか、今まで知らなかったことですので、お聞きします。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

監査委員につきましては、静岡県市町総合事務組規約第12条第1項で3人を置くと規定されております。詳細につきましては、3月27日に予定されております当組合総会において議案が提案されることとなっているとのことでありまして、確たるものではないと御承知いただきたいわけですけれども、監査委員3人のうち組合議員から1名、学識経験者を2名とするようです。このうち、学識経験者につきましては、市町総合事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例案の中で、月額1万5,000円の報酬費を予定しているとのことです。なお、これにつきましては年に1回の監査を考えているとのことであります。現在把握している監査委員の報酬については以上であります。

それから、追加で御質疑がありました件でございますけれども、議員お見込みのとおり、5%は事務経費としてのものであると承知しております。現在までそうであったかということに関しましては、ちょっと確たることを申し上げられませんが、また詳しいことをどうしてもということでありましたら、また担当課までお寄りいただければ詳しい説明をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、静岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、静岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩とします。

再開は13時ちょうどとします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長(佐藤公敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(山本眞一君) それでは、休憩前に御答弁いたしました議案第17号、静岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてでありますけれども、監査委員の報酬費について日額1万5,000円を支払うと御答弁申し上げましたけれども、事務局の方へ再確認いたしましたところ、組合議員及び学識経験者から選出されました監査委員3名に対する報酬費の支給は、考えていないということの事務局案でございましたので、ここに御訂正をお願いをいたしたいと存じます。

◇

◎日程第24 議案第18号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同
処理する事務の変更及び規約変更につ
て

○議長(佐藤公敏君) 日程第24、議案第18号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第18号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について、御説明いたします。

議案の61ページ、新旧対照表33ページをごらんください。

本議案は島田市・北榛原地区衛生消防組合で建設してまいりました、ごみ焼却施設の竣工に伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により構成団体で協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、共同処理する事務のうち、ごみ処理施設の新設に関する事務が不要となったことに伴う条文の整備と、組合事務所の位置を島田市阿知ヶ谷の清掃センターから島田市伊太の田代環境プラザに改めるものであります。

よろしく御審議をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の共同処理する事務の変更及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第19号 島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分について

○議長（佐藤公敏君） 日程第25、議案第19号、島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第19号、島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の62ページをごらんください。

本議案は、島田市・北榛原地区衛生消防組合の新ごみ処理施設の設置に伴い、平成18年3月31日をもって島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターを廃止することに伴う、清掃センター土地2万9,741.06平方メートル、清掃センター建物3,795.41平方メートル、物品一式、専用給水管延長483メートルを島田市に帰属せしめるものであります。

この廃止に伴う財産処分につきましては、地方自治法第289条の規定により構成団体に協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 全協でも確認したことですけれども、もう一度ここで再度確認をいたします。

ここに書いてあるとおり、阿知ヶ谷の清掃センターの財産すべてを島田市の財産にするということで、私たちはその焼却施設を廃止するときに、壊すときにお金が大変かかるというのはわかっていますし、その負担金がかかるのではないかとこの心配を持っているわけですが、全協でも分担金としては来ないということをきちんと確認してあるということですが、再度そういう認識でいいか、確認をいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） お答えをいたします。

全協のときに説明したとおり、この施設につきましては、当初から島田市が金谷町とつくった施設でありまして、うちの方は委託料を払ってごみの焼却をしていただいておりますので、このことにつきましては、一切うちの方はこの財産については関係ありませんので、解体するときにも、うちの方は一切そういうあれはありません。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 今の藤田課長の答えですが、委託をしているだけではなくて、もう組合の財産になっているわけですね、これは。だから、私たちは今、分担金に係る経費については、分担金を払っているわけで、今の答弁だと、委託をしているだけだからないよとか、そういう確認についてどういうふうに、負担金がかかってくるようなことはないという確認をどうしたのかという説明がなかったので、再度確認いたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） 前の議会のときに、多分お忘れになっているかと思いますが、一応今、分担金を払っていますけれども、委託料を分担金と読みかえるというふうなことで、一応、名目上は分担金ですが、あくまでもこの旧の施設については、うちの方は委託をしています。わかりますか。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、島田市・北榛原地区衛生消防組合清掃センターの廃止に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第26 議案第20号 駿遠学園管理組合の共同処理する事務の
変更及び規約変更について**

○議長(佐藤公敏君) 日程第26、議案第20号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第20号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更につきまして御説明いたします。

議案64ページをごらんください。

本組合は、昭和44年4月1日に設置され、榛原・志太地域の5市5町で組織する一部事務組合として、地域の知的障害児の自立支援のために指導、教育を行ってきました。

今回の変更は、障害者自立支援法の施行及び児童福祉法の一部改正により、駿遠学園が共同処理する事務の内容を規定している規約の変更であります。

規約第3条第1号は、これまでの入所児童の措置について、通常の入所児童措置について規定するものであります。

第2号は、障害者自立支援法による短期入所児童を規定するものです。

第3号は、これまで第2号に規定していた生活寮を繰り下げて定めるものです。

第4号は、県からの受託事業の地域療育支援センター事業を規定するものです。

第5号は、障害児者ライフサポート事業を規定するものです。

第11条は、第3条の4号を除く各号の構成町の負担について定めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。まず最初に、障害者の自立支援法施行による駿遠学園の利用者、構成自治体が受ける影響です、どういうふうになるのか、内容、変更すること、影響など、わかりましたら、お知らせください。

それから、2点目ですけれども、3条の4号、5号の規定に、新規にこれは挿入されるものですが、規約としては新規に入ってくるものですが、これは今までなかったサービス、新しいサービスなのかどうか、駿遠学園において直接行えるサービスなのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

今回の規約の変更では、第2号に規定する短期入所児童の措置が障害者自立支援法に適用する事務であります。現在、国より短期入所に係る基準単価が示されておりませんので、具体的なサービス額が算定できませんが、利用者にはサービス料に応じ、所得割等に応じ公平な負担とするものでございます。また、経過措置として食費負担軽減措置、課税状況等からの上限額設定が行われます。基準単価が示され、施設の事業費が具体化する段階で構成市町への負担金の検討が考えられます。

なお、第4号、第5号に規定する事業につきましては、県の要綱に基づく受託事業として行ってきた事務を、県の要綱に基づく駿遠学園の事務として規定をするものでございます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ただいま課長の答弁の中で、利用者の負担に対して所得割に応じて公平な負担割合とするものというふうなことを言われましたけれども、執行者の立場からそういう答弁しかないのかなと思いながら聞きましたけれども、利用者の1割負担ということが、かなり問題になっている障害者自立支援法ですけれども、そのことは課長は御存じないのでしょうか。

それから、駿遠学園で4号、5号について県の事業を駿遠学園で行うようにするということで、もともと行っているサービスなのかどうか、そのことについて再度確認します。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

今回、短期入所利用者について施設の契約による食費等、基準単価に基づくサービス料の1割の額を負担するというものでありますが、ただし、利用者負担の見直し施行により食費負担軽減措置や、サービス利用状況に課税状況、収入状況からの上限額の設定がなされること、また入所者には補足給付の認定が申請よりなされるというようなことになっています。なお、駿遠学園ではありませんけれども、社会福祉減免等も行われるということになっております。

なお、その第4号、第5号に規定の事業におきましては、従前より行われておりました事業で

ありまして、今回、新たな規定として定めるものでございます。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 最初の答弁なんですけれども、利用者の所得に応じてとか、負担の軽減、減免、制限額です。そういうものが定められるから、聞いていると何も困らないみたいな御答弁に聞こえるわけなんですけれども、今かかっている人たちが負担増になるということはないんでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） この法律施行でありますけれども、4月1日に施行がされ、給付等につきましては10月1日に完全施行をされるというものでございますが、この一部負担につきましては、現在9月末日までのみなし認定等に基づく負担をお願いしていくものであります。なお、この経過措置として、先ほど言いましたように所得等による軽減措置を行っていくというものでございます。

（「負担増は」の声あり）

○健康増進課長（小坂泰夫君） 負担につきましては、先ほど言いましたように、基本的には1割の負担をお願いしている。

（「負担増になりませんか」の声あり）

○健康増進課長（小坂泰夫君） 所得段階によっては、当然負担増になっていく方があります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

障害者自立支援法は介護保険スタートと同様多くの問題を抱えたまま、多くの人たち、関係者の人たちの心配や反対の声を押し切って、昨年の総選挙の前の国会で一度廃案になったものが選挙後の自民党の圧勝で、ほとんど審議らしい審議も行われないうちに、昨年10月31日、自民・公明だけの賛成多数で可決成立したものです。

2006年、今年度の4月より順次施行されるということになっていますが、政府は障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援すると説明しています。ところがその中身は、全く言っていることとは裏腹で、障害者が人間らしく生きていくために必要に応じて受けるサービスを益というふうに考えて、そして応益割を導入しました。

働ける職場が少ない、あるいは働いても月数千円から2万円、3万円ぐらいの収入しか得られない、そういう人が大半の障害者に対して1割負担を導入し、サービスを受ければ受けるほど重い負担となる障害の重い人たちにとってのサービス切り捨てにほかならないこの制度に対して、障害者本人の人たち、あるいは施設の人たち、関係者の人たちが大変心配の声を上げているのは当然のことだと思います。また、国庫負担の削減が大きな目的だとも報道されています。また、

施設サービス利用者にも食費や居住費を求め、今まで利用して自立していた人さえも利用ができなくなる状況が報道されています。自立支援どころか、自立を妨げ、人間らしく生きる権利を奪うものと怒りの声も高まっているものです。

このような問題の大きいものに対して、先ほど担当課長に質問を3回行いましたが、結局、利用者の、障害者本人の人たちの負担増に対する認識が非常に弱いというか、制度なんだから仕方がないんだというふうな考え方で、私はすべてのことが、この川根本町で進んでいくとすると、介護保険も同様ですけれども、非常に住民の人たち、関係する人たちにとってはつらい厳しい問題になるのではないかと思います。

もっと制度の総体的な内容も見て、行政として何ができるのか、利用者に対して前もって講じなければいけないことはどういうことか、やれることはどういうことかということを、もっと真剣に話し合って、駿遠学園の運営ですので、直接当町の運営とは関係ないかもしれませんが、いずれ当町の施設にも関係してくるのではないかと思いますけれども、枝松作業所なども関係してくるのではないかと思いますけれども、補助金カットもありますし、ぜひもっと先に情報をつかんで、住民を守る立場で対応していただきたい、そういう答弁が欲しかったと思って、そういう答弁が得られなかったことに対して、私は反対の立場を明らかにします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 13番。私はただいまの反対討論に対し、この条例は国の法律に基づく改正でありますので、負担を公正に求めるという、そういう意味からも私は賛成いたします。国の法律でもありますので、それに準じていくのが当然のことだと思います。議員諸君の、ぜひ良識ある決意を求めて私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第20号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第20号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第21号 土地の処分について

○議長（佐藤公敏君） 日程第27、議案第21号、土地の処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第21号、土地の処分について、提案理由を説明いたします。

処分する土地は、国道362号、青部バイパス道路改良事業に係る土地を売却するものであり、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分する土地は、川根本町東藤川4547番地のほか7筆、面積は1万1,271.28平方メートル、売却予定価格は2,267万1,963円で、売却の相手方は静岡県島田土木事務所であります。

以上、議案第21号の提案理由を説明させていただきました。御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、土地の処分についてを採決します。

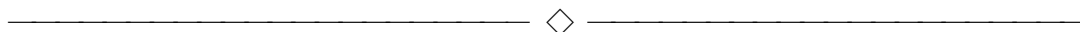
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、土地の処分については、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 議案第22号 平成17年度川根本町一般会計補正予算 （第1号）

○議長（佐藤公敏君） 日程第28、議案第22号、平成17年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第22号、平成17年度川根本町一般会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,321万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,378万9,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借り入れ限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、平成18年度に当町で開催する森と湖に親しむつどい、全国お茶まつりのイベントと木質バイオマス事業への体制を強化するために、2月10日付で実施した職員人事異動に伴う1カ月分の人件費の増減と事業の進捗状況による決算を見込み、不用額の減額と財源を精査することが主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般17ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は3,433万8,000円の減額です。一般管理費では助役、収入役の不在による特別職人件費と、人事異動により管理課の職員1名が減になったことによる、職員人件費の減額に加え、臨時雇い賃金と旅費の不用見込み額を減額するものです。文書管理費では需用費と役務費を、庁舎管理費では需用費をそれぞれ実績見込みにより減額するものです。また、総合支所管理費では建設する施設に必要となる機能、規模を十分検討した上で実施設計に入るよう基本設計委託料を計上し、実施設計及び地質調査は平成18年度に実施するよう減額するものです。

第2項企画費は282万1,000円の減額です。広報公聴費では需用費を、まちづくり事業費では旅費を、コミュニティ施設管理費では施設整備事業費補助金を、情報政策費では役務費とブロードバンド基盤整備事業補助金を実績見込みにより減額するものです。ダム水源地域振興費では長島ダムふれあい館臨時賃金を減額し、平成18年度に実施する森と湖に親しむつどいイベント関連流域連携市町パンフレット作成費と、今回の人事異動により企画観光課の職員1名増員分の職員人件費の計上をお願いするものです。合併対策費は庁舎等改修事業、役場駐車場拡張整備事業への合併推進事業債の借り入れ許可額に合わせ財源更正するものです。

第3項徴税費は128万6,000円の減額です。税務総務費での委託料、パソコン等借り上げ料の減額です。

第5項選挙費は305万1,000円の減額です。町長選挙、町議会議員選挙に係る執行経費が確定したことにより不用額を減額するものです。

第6項統計調査費は45万円の減額です。需用費等の不用額を減額するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は4,436万9,000円の増額です。社会福祉総務費では、人事異動による健康増進課の職員1名が減になったことによる職員人件費の減額です。心身障害者福祉費では委託料、助成金、扶助費を減額するものです。老人福祉費では、敬老会事業助成金と福祉介護手当の減額と、「福祉センター」と「老人福祉センター憩いの家いずみ」に係る運営委託料について、実績見込みによる増額をお願いすることによる差額です。老人医療費は老人保健特別会計繰出金の増額をお願いするものです。介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金の減額と、平成15年度低所得者利用者負担減免措置事業補助金の精算による県支出金返還金の計上をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は752万1,000円の減額です。健康増進費は、各種健診業務の実績により委託料を減額するものです。環境衛生費は、環境衛生対策促進事業と合併処理浄化槽設置の実績による補助金の減額です。

第2項清掃費は955万5,000円の減額です。塵芥処理費は、委託料とごみ処理広域化事業費分担金の減額です。し尿処理費は川根地区広域施設組合負担金の減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は115万2,000円の増額です。農業総務費では、人事異動による全国お茶まつりイベントへの産業課の職員1名増員分の職員人件費の増額です。農業振興費は、中山間地域等直接支払い制度交付金について尾呂久保地区の事業取りやめによる減額です。農林業センター運営費は全国品評会対応として、茶業技術センター改修工事とプレハブ冷蔵庫購入に要する経費の計上をお願いするものです。農地費については登記手数料、土地購入費の減額です。山村振興事業費は、集落道境川線の工事に伴い必要となる残土処理場を確保するため、立木への補償金の計上をお願いするものです。農業農村整備事業費は、ヒロヲ造成分担金の減額による財源更正です。自然休養村運営費は屋根改修工事の入札差金です。

第2項林業費は388万9,000円の減額です。林業総務費は木質バイオマス事業への体制整備として、人事異動による産業課職員の1名が増員したことによる職員人件費の増額です。林業振興費では、野生鳥獣等被害防止対策事業と間伐促進事業に係る補助金の精算による減額です。林道費では補償金の、治山費では大札地区工事請負費の減額です。中山間地域林業整備事業は、田野口地区の手打坂集落排水工事への地域再生事業債の借入許可額に合わせ財源更正するものです。森林居住環境整備事業費は林道蕎麦粒線測量設計委託料の、森林環境保全事業費は林道地名一笹間線の工事請負費をそれぞれ減額するものです。道整備交付金事業費では、林道3路線が緑越明許の手續を必要とすることに伴い、事業の附帯事務費として必要となる経費の計上をお願いするものです。

第7款第1項商工費は1,185万4,000円の減額です。観光費では、合併に係る事業の支出科目を合併対策へ振りかえたことによる、まちづくり観光協会への委託料と補助金の精算による減額と、地域の元気実践団補助金と工事請負費について実績、入札差金により減額するものです。音戯の郷運営費では、人事異動による職員1名が減になったことによる職員人件費の減額に加え、実績に基づき不用額見込みを精算するものです。ウッドハウスおろくぼ運営費についても、決算見込みにより不用額を精査し減額するものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は382万8,000円の減額です。12月31日付で事業課の職員1名が退職したことによる職員人件費の減額に加え、町道の登記に要する経費、木材住宅耐震補強及び地域材活用住宅建築促進を目指した補助金を実績見込みにより減額するものです。

第2項道路橋りょう費は1,032万6,000円の減額です。これは、道路新設改良費の測量設計委託料、工事請負費、補償金及び県道整備事業負担金の減額と、徳山区の防護さく設置事業について区事業費補助金を増額することの差額です。

第3項河川費は50万円の減額です。砂防費について、急傾斜地崩壊対策事業費負担金の増額と、水川地内の上出畑地区の急傾斜地崩壊危険区域指定測量設計委託料の減額による差額です。

第4項住宅費は住宅建設費について、若者定住促進住宅整備事業と公営住宅地名団地整備事業について過疎対策事業債と公営住宅建設事業債の借入許可額と、国庫補助金の内示額に合わせた財源更正です。

第9款第1項消防費は1,197万1,000円の減額です。常備消防費は島田市北榛原地区衛生消防組

合負担金の減額です。これは、組合予算の前年度決算に基づく繰越金の計上と、消防費、総務費の区分について職員異動による人件費補正を反映した内容になっています。非常備消防費は、消防団員の報酬と退職報償金等の減額です。消防施設費は、耐震性貯水槽新設と消防団詰所の建築工事に伴う工事請負費、補償金、登記事務費について、不用額の精査に伴う減額です。災害対策費は、藤川避難所擁壁整備工事への地域再生事業債の借入許可額に合わせた財源更正と、委託料等自主防災会防災資機材購入補助金の実績に基づき減額するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は474万3,000円の減額です。事務局費は旅費を、教育諸費は委託料と私立幼稚園就園奨励費補助金を、通学バス運営費は運行管理業務の実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

第2項小学校費は226万円の減額です。学校管理費は需用費、役務費、委託料の減額です。教育振興費は車両借上料の減額です。

第3項中学校費は147万7,000円の減額です。学校管理費は役務費と委託料の減額です。教育振興費は車両借上料の減額です。

第4項社会教育費は357万4,000円の減額です。社会教育総務費はカモシカ食害対策事業への国庫・県支出金の交付見込みに合わせた財源更正です。生涯学習推進費では報酬、講師謝礼、旅費、委託料を、町史編さん費では、中川根町通史編印刷製本費を実績に基づきそれぞれ減額するものです。文化会館運営費では、人事異動に伴う職員人件費と、不用額の精査により委託料をそれぞれ減額するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は248万8,000円の減額です。これは、林道平田線の補助採択事業費が確定したことによる測量設計委託料と工事請負費の減額です。

第12款第1項公債費は280万円の減額です。平成16年度許可分の町債の利子が確定したことによる減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は103万4,000円の減額です。農林水産業費分担金ではヒロヲ造成分担金を、土木費分担金では桑野山一寺前線排水改良分担金をそれぞれ事業費の確定に伴い減額するものです。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は85万円の減額です。商工使用料のウッドハウス使用料を実績見込みにより減額するものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は44万6,000円の減額です。民生費国庫負担金での身体障害者保護費負担金の減額です。

第2項国庫補助金は264万7,000円の減額です。民生費国庫補助金では社会福祉費補助金と心身障害者福祉費補助金を、衛生費国庫補助金は合併処理浄化槽設置費補助金を、事業の実績見込みに合わせ減額するものです。土木費国庫補助金では、耐震診断事業に係る公営住宅等関連事業推進事業費補助金の減額と、公営住宅地名団地整備事業の公営住宅整備事業費補助金の増額による差額です。教育費国庫補助金は、中学校の特殊教育就学奨励費補助金の科目設置としての計上と、文化財保護事業費補助金の減額による差額です。

第14款県支出金、第1項県負担金は22万3,000円の減額です。民生費県負担金の身体障害者保護費負担金の減額です。

第2項県補助金は512万1,000円の減額です。総務費県補助金では、ブロードバンド基盤整備事業補助金の事業実績に基づく減額です。民生費県補助金は、社会福祉費補助金及び心身障害者福祉費補助金の減額です。衛生費は合併処理浄化槽設置費補助金の減額です。農林水産業費県補助金では森林動物被害対策事業への財源について、松くい虫等防除事業費補助金から森林業害虫土木費県補助金へ変更になったことによる差額です。土木費県補助金は、木造住宅耐震補強事業への補助金と急傾斜地崩壊対策事業費補助金の減額です。消防費県補助金は大規模地震対策等統合支援事業費補助金の減額です。教育費県補助金は文化財保護事業費補助金の減額です。農林水産業費県交付金は中山間地域等直接支払い制度交付金の減額です。災害復旧費県補助金は、林業施設災害復旧費補助金の補助率が増になったことによる増額です。

第15款財産収入、第2項財産売り払い収入は2,581万円の増額です。青部バイパス建設に伴い必要となる用地について、元営林署苗畑を初めとした町有地を提供することに伴う売り払い収入を計上させていただきました。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は8,800万円の減額です。財政調整基金と減債基金は今回の補正による一般財源の調整として使用し、財政調整基金は8,000万円の減額により補正後の繰入額を6億円に、減債基金は400万円の減額により補正後の繰入額を4,600万円にするものです。役場総合支所建設基金は実施設計及び地質調査委託を減額したことにより2,200万円を減額し、補正後の繰入額を600万円にするものです。音戯の郷販売品基金については、基金を廃止し販売品の購入販売を一般会計で管理することに伴い、預金残高すべてを基金繰入金として処理するものです。

第18款諸収入、第5項雑入は20万円の減額です。消防団員退職報償金負担金を実績見込みにより減額するものです。

第19款町債につきましては、第3表地方債補正にて説明させていただきます。

第2表繰越明許費につきましては、事項別明細書の4ページをごらんください。

適切な工期を確保することで、今年度中に事業が完了しない見込みのものについて第2款総務費、第1項総務管理費、総合支所建設基本設計委託料630万円、第6款農林水産業費、第2項林業費の森林居住環境整備事業、林道蕎麦粒線改良工事1,120万円、道整備交付金事業で林道三ツ峰線開設工事1,561万5,000円、林道坂京線改良工事883万4,000円、林道寸又線改良工事1,063万2,000円の3路線を、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、林道平田線災害復旧工事1号箇所628万3,000円を、平成18年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただくをお願いをするものです。

第3表地方債補正につきましては5ページをごらんください。

変更としまして、過疎対策事業債は510万円増額し1億8,370万円に、一般公共事業債は10万円増額し1,190万円に、臨時地方道路整備事業債は10万円減額し350万円に、公営住宅建設事業債は470万円増額し1億760万円に、地域再生事業債は350万円減額し3,350万円に、合併推進事業債は140万円減額し4,820万円に、合併特例事業債は180万円減額し630万円にそれぞれ借入限度額を補

正するものです。また、災害復旧事業債については補助率が当初の66.5%から94.8%に大幅に引き上げられたことにより、全額の360万円を減額し借入金をゼロにするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） まず最初に、順を追って、ページに従ってお尋ねいたします。

4ページの繰越明許費のところですが、6款の農林水産業費、林業費の最初の工事、林道蕎麦粒線改良工事ですが、ここで……失礼しました。2項の林業費で繰り越す4件と、11款の災害復旧費、1項農林水産施設費の林道平田線1号箇所1件の工事、この5件について工期と、それから負担額と工事の進捗率、支払い済額について、全協で聞いたんですが、もう一度きちんとしたことを通告しましたので、お答えをお願いいたします。

それから2点目ですが、18ページです。総合支所建設実施設計委託料2,085万9,000円ということで全部皆減になっていますが、本予算ではこの2,085万9,000円の中に630万円の基本設計費も含んでいるという説明があって、コンペで委託先も決まっているという説明でした。それで大変もめたわけですが、今回、皆減ということで。新たに基本設計委託料を皆減をして、設計委託料の方を630万円上げてきているわけですが、これは今までの計画を全部白紙に戻すということなのかどうか。その次のボーリング調査費794万9,000円の、これも全部皆減ということで、減額ということで、これについても関連しますけれども、ボーリング調査を今年やめて次年度に持ち越すんだと思いますけれども、場所についても当初の説明では今の場所をまずボーリング調査をして、大丈夫か確認してから設計などを進めるという説明だったわけですが、それもやらないということで。いろいろ議論が持ち上がって、きちんと新町の建設委員会でやるべきだという、そういう声に従って白紙に戻すことになったのかどうかお聞きいたします。場所についても白紙に戻すことになったのかどうかお聞きします。

それから、19ページのコミュニティ施設整備事業費補助金の45万円の減額ですが、これは田代地区の集会所の建設費の補助金が1,458万円ということで、当初予算でそれに何か緊急の――ほかの集会所でも何か施設補助が出た場合ということで、45万円が緊急対応用として計上されていたものですが、今回見込みがないということで、必要がないということで減額するわけですが、このことで田代地区の集会所建設の補助金1,458万円が確定するのと同じことになるわけですが、集会所の建設について、確定した内容から地元の人たちの負担がどれくらいになったのか、1世帯の負担額ですね。最高、最低、平均、こういうものについて、当然行政も住民の負担については注意を払っていかなければいけないことですので、わかっていると思いますから、是非御報告をお願いいたします。

それから20ページですが、選挙費のところ20、21です。町長選、町議会議員選挙、これも常識で考えて候補者の数が明らかに違うわけですが、少ない町長選挙の方が多く計上しているということで、精査した結果こういうふうになったということでしょうけれども、どうして町議選の方が300万円以上も安くなったのか、この計算について理由がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから23ページですけれども、心身障害者の福祉費、20節のところの扶助費、重度障害者（児）医療費助成というのがあります。242万8,000円の減額になっていますけれども、242万8,000円の減額に対して県の補助の方が267万3,000円の減額ということで、この扶助費の減額よりも大きい減額になっていて、何か補助率が変わったのかどうか。この重度障害者医療費についても、自己負担が増えたという報道もされていますので、どういう状況になっているのか理由をお知らせください。

それから25ページですけれども、衛生費の清掃費、19節の川根地区広域施設組合負担金の243万8,000円の減額ですけれども、その理由の一つに、施設が故障して修理をしたんだけれども、まだ建てて間がない2年以内なので、修理費もちろん保証の中だし、計画していた定期点検が無料になったということで、あとは薬品の単価の減とかいろいろありましたけれども、新しい施設ですのでその故障というのがとても気になるんですけれども、新しい施設に慣れるまでのよくある故障というか、だんだんよくなっていくためのというか、そういうものだったらいいいわけですけれども、どういう故障だったのか、今後も起きる可能性があるようなものなのか、全く故障の内容がわかりませんので報告をお願いいたします。

それから27ページです。8目の山村振興事業費の境川線の補償費200万円の計上ですけれども、これは残土処理場の立木補償だという先ほど町長の説明もありましたけれども、当初予算で300万計上されていますけれども、かなり高額な補償費になるわけですから、補償の内容、面積、単価、そういう具体的なもの、どういう計算で今回さらに200万円の増額補正になったのかお聞きいたします。

それから、同じページの9目の農業農村整備事業費ですけれども、ヒロヲ地区茶園造成の受益者負担が100万円減額ということで、それは100万円減額して負担が軽くなったからよかったと言えることなのかどうかわかりませんが、受益者負担の分の工事が面整備ですか、茶園整備ですか、そこが減ったという説明ですけれども、事業が減ったのになぜ一般財源を100万円増額しているのか、これが連動するものかどうかちょっとわかりませんが、ちょうど同じ金額ですので、事業が減ったんだったら一般財源の増額は必要ないんじゃないかと思いますので、この一般財源の100万円の増額について説明を求めます。

それから1点、34ページですけれども、これは通告をしていません。今説明を聞いていて気がついたんですけれども、4目災害対策費の自主防災資機材購入補助金60万円の減額になっていますけれども、不用額の減だということで説明があって、うっと思ったわけですから。防災訓練、自主防で毎年、年に2回やって、ほかの地区も多分いろいろな工夫をして、住民の人たちをどうやって1人でも多く参加させようかと工夫してやっていることだと思います。炊き出しなどを徳山区ではやっているわけですから、以前はそれに対する町の材料の配付があったのに、このごろはなくなって買わなければいけないということをよく聞きます。こういう予算を減額するくらいだったら、もっときちんと自主防災対策費用ですか、そういうものをきちんと手厚く補助をしていくべきではないかと思いますけれども、これは要望に対して273万円当初予算で立てたんだと思うんですけれども、どういうことで不用になったのか、60万円の不用の内訳をお聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

○建設課長（山田俊男君） それではページで、私の関係しているところ４ページでございますので、その部分から御答弁をいたします。

まず、繰越明許費でございますが、５路線についての御質問でございますが、私の方から蕎麦粒線の改良工事に伴う繰越明許についての御答弁をいたしまして、あと４路線については事業課長の方から御答弁をさせていただきます。

まず、蕎麦粒線の改良工事につきましての工期の御質問でございますが、工事完成予定を18年６月30日と予定をしております。それから当路線の請負金額については1,703万1,000円でございます。進捗率でございますが、年度末見込みで40%というふうに見ております。支払済額につきましては、前払金で646万円を支払い済みでございます。

それから建設課関係の御質問でございましたので、27ページの農業農村整備事業の財源更正についてお尋ねでございますが、11款１項１目１節の農業費分担金の減に伴う財源更正であります。これにつきましては、県の事業主体で、当町においては６事業を実施をさせていただいております。それに伴う負担金につきましては、本予算のときの予算書で中山間地域総合整備事業費負担金ということで、南部地区で2,811万3,000円を計上いたしております。これにつきましては変動はございません。したがって、その事業費の中で町が負担するものは全体事業費の15%であります。その事業の中で農用地開発に伴う、つまり農地造成に伴うヒロワの対象事業につきましては、地元から３分の１を負担していただくというものでございまして、他事業については町が15%負担するというものであります。

したがって、先ほど議員の方から事業量の減というようなお話がございましたが、当初の事業費の減に伴う地元負担の5%が少なくなったというものでありまして、具体的に申しますと当初、県の方で7,000万の事業予定をしておりましたが5,033万3,000円何がしの事業費となりまして、その15%を町が負担をするわけでございますが、そのうちの5%を受益者が負担するということですので、町全体では総事業費に対する15%の負担額は、先ほど本予算の方で申し上げました負担金には変わりはありません。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 事業課長。

○事業課長（中村 裕君） それでは、事業課関係の繰越明許のことを御説明させていただきます。

まず、工期ですけれども、工期は先ほど建設課長の言ったとおり６月30日を予定しております。それと契約金ですけれども、林道三ツ峰線が2,205万円です。進捗率は３月31日現在で40%を見込んでおります。それと支払額ですけれども830万です。

続きまして、林道坂京線の改良工事です。これも６月30日完成を予定しております。請負金額が1,365万円です。それと、進捗率が40%を見込んでおります。支払済額が、前払金で540万円です。

続きまして、寸又線改良工事ですけれども、これも６月30日を完成予定と見ております。請負金ですけれども1,617万円です。そのうち640万円の前払金を支払いしております。

続いて、災害関係です。平田線の１号箇所です。６月30日の完成を見込んでおります。請負金

額が852万6,000円です。進捗率も40%を見込んでおります。支払金ですけれども340万円です。これは前払金です。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 管理課長。

○管理課長（羽倉範行君） 御質問の18ページですが、総合支所建設実施計画の委託料2,089万5,000円の皆減と、これは新たな基本設計委託料として上げたのはどういうことかという御質問ですが、これは当初、この実施設計委託料2,089万5,000円の中には基本設計料630万、実施設計料委託料が1,159万5,000円ということで、2,089万5,000円の予算計上をしております。今回、この基本設計委託料分を残した補正予算ということをお願いするものであります。なお、この基本設計委託料につきましては、建設委員会等の立ちおくれから年度内完成が見込まれないため、繰越明許をお願いするものでありまして、実施設計委託料につきましては、基本設計において建物の機能、規模等、十分に検討し、確定した段階で、補正等による予算計上をお願いしたいと考えております。

また、次のボーリング調査費皆減となっていますが、場所についても白紙にという御質問かと思いますが、ボーリング調査費につきましては、このボーリング調査は設計施工に必要なデータを得るものでありまして、建設場所について白紙ということではなく、基本設計の進捗状況に合わせまして実施しても十分に間に合うと思われ、平成18年の当初予算に計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） コミュニティ施設整備事業費の45万の減額の件ですけれども、これにつきましては緊急分45万円計上していましたが、必要ないということで今回減額します。先ほどの質疑の中にあった1,458万は、集会所の方に補助金として出しておりますけれども、設置者の負担金として約2,100万あります。そうしますと、それを世帯で割ると大体平均25万円になろうかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、選挙費関係についてお答えをいたします。

選挙費で町長選挙費、補正後782万円、町議選挙費449万9,000円と大きな差が出ているが、この理由はというお尋ねでございますけれども、本予算作成時におきまして町長選挙の経費の方を主体に、町長選挙費840万、町議会議員選挙費697万円と予算計上いたしましたけれども、今回補正に当たりまして支出額が決定しているため、人件費の中の委員、投開票管理者、立会人の報酬費につきまして、町長選の方を122万5,000円、町議選の方を8万9,000円と。投開票事務手当てにつきましても町長選367万9,000円、町議選130万2,000円等々、その支出経費に対しまして町長選挙費の方を主体に調整振り分けしたために、両者にこのような差が出てきたものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） 23ページの質問5番についてお答えをさせていただきます。

心身障害者福祉費の重度障害者（児）医療費助成と県の補助金との差異についてであります、歳出助成につきましては、旧中川根町、旧本川根町において計上された当初予算額、これを打ち切り決算審査された後の支出見込みとして1,139万4,000円を本予算計上したものであります、年度末までの支出見込みを行い242万8,000円の減額をお願いするものです。

歳入につきましては、打ち切り決算時における交付見込み額の内示額に合わせ、歳入見込み額を715万5,000円といたしましたが、今回、補助額の448万2,879円の決定を1月に受けまして、その差額として267万3,000円を減額するものであります。当年度内におきまして補助率等の減額等はございません。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） 25ページ、し尿処理費について説明をいたします。

川根地区広域施設組合負担金の減額の理由ですけれども、川根地区広域施設組合のし尿処理施設建設のときの契約時に、保証期間は正式引き渡し後2年間ということをやっております。その期間中に生じた欠陥や故障等は、業者の負担により保証取替えを行うものです。この2年間というのは、設計上及び施工上の不都合により手直しの箇所が出てくるのが大体2年以内ということをやっております。当施設に限らず、どの施設もこの保証期間というものを設けているものであります。修理の内容は、焼却設備の熱風発生炉の耐火材が剥離したもので、施設の機能には大きな影響を与えるものではありませんでした。なお、この焼却設備は17年5月16日に補修をしており、現在は正常に運転をしております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 産業課長。

○産業課長（岩田利文君） 11番、鈴木議員にお答えします。

山村振興事業費の補償費の件ですけれども、今回200万円の補正を上げさせていただきました。当初の300万円につきましては、直接道路工事に係る道路敷となるところの立木等の補償費300万円でございます。今回計上させていただきましたのは、町長から説明のとおり残土処理場、土捨て場の立木の補償費でございまして、この工事による残土量、約4,000立米あります。ということで、できるだけ近い場所にということで地区内に処理場を設け、補助事業である本工事を確実に計画どおり実施するためにこういうような措置をとらせていただきました。また、現在補償量、数量については調査中でございます。ということで、数字的には今申すことはできませんけれども、この補償物件である土捨て場の立木補償費の200万ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 34ページは、災害対策、いいですか。答弁が1つまだ……。

（「聞き直します」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ありがとうございました。

最後、1つ残っているということで、議長も心配してくださったんですけれども、私の質問の仕方が多分悪かったんだと思います。

これは細かい内容ではなくて、むしろ自主防災、そういう訓練に対して、町長がこういう不用額を出すのではなくてどのように支援を強めていくのか、そこのところを——自主防災訓練のときに炊き出しに使っている食費なども、よく「期限が切れそうになるから配付してほしいね」とか、そういう声も聞きますので、そういうものを地域に当番で出していくとか、もっと備品を備えていくとか、地域から必要なものに対して要望が出るとは思いますけれども、そういうものに対してどのようにこたえていこうとするのか、私はむしろ町長のお考えを聞きたいなと思っていますので、是非、町長の方から御答弁をお願いいたします。

それと、再質問ということで、まず最初に繰越明許費の件ですけれども、林業費の最初のところの蕎麦粒線ですね、非常に気になるのは。入札結果表を見ましたら、発注が11月、12月の末、もう年度末、お正月間際ということで。それで、先ほど課長は工期は6月何日とか言っていましたけれども、発注したときの工期は決して6月ではなくて、繰越明許されてそういう6月何日という工期になるんだと思うんですけれども、皆3月17日とか24日とかいうことになっていて、期間は本当に3カ月あるかないかの状態なわけですね。そういう中でやっていることで、こういう繰越明許になるようなことがいいのか悪いのか、私にはわかりませんが、例えば業者に対して、繰り越してもいいんだよという入札をやったら、余り入札の意味がないんじゃないかなという気がするんですよ。

例えば、蕎麦粒線ですけれども、11月17日から3月17日の工期になっていました。すると4カ月なわけですね。もう、ほぼ4分の3の期間を過ぎているわけですけれども、進捗率は3月いっぱい40%ということで、このように進んでいない、とったのに工事がそんなに計画どおり進んでいない。これは、繰越明許をすることを前提にこういう工事の発注を年度末にやっているのかどうか。予算はとってあることですから、もっと早く仕事を出して、本当に土木業者、仕事がなく大変だと、お茶もこれじゃやっていけないよというふうな声も聞くわけですけれども、もっとこう仕事を潤滑に回していくことができないのかどうか。その点についてお聞きをいたします。

それから2点目ですけれども、27ページの境川線の補償費で、まだ面積などが出ていないから計算の内容は答えられないということですが、例えば単価について、平米当たり幾らとかいう補償の単価が場所によって違うんでしょうか。それとも同じ、統一されているのか。あるいはいい場所、悪い場所があって単価が違うのか、そこのところを、単価についてどうなっているのかをお聞きいたします。200万円という見積もりをしたわけですから、何か根拠があったんだと思うんですけれども。お聞きいたします。

それから、ヒロヲの茶園造成のことですけれども、100万円受益者負担の減額に対して、それは工事量の減だと、私このことは担当の職員にも何回も聞いているんですけれども、本当にたくさんの方があって理解できないのか、頭に入ってこないんです。それで、一般財源は何か変わりが無いんだと、一般財源で見る補助金の総額は変わらないんだと、だけれども100万円増額を今回するということに対して、どうしてもわからない。もう一度、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

(「総括で私が」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 町長。

○町長(杉山嘉英君) 自主防災会の質問でありますけれども、これは補正予算全体にかかわることですので先に答えさせていただきます。

やはり、今の大変厳しい財政状況の中で、使い切り予算はするなよということを、それぞれの担当課に言っております。やはり、必要なものがなければ、それは補正するなりして次の財源にしろという。これはあくまでも自主防災会から来る要請に基づいて町が支出するものであって、要請があればその必要性をかんがみて補助金を予算の範囲内で支出していくと。これからも自主防災活動を支援すること、あるいは自主防災活動の活動がこれからの地域防災に大事なことは十分私も承知しておりますので、そうした要望があれば、それに対して支援をしていくという考えでおります。これはあくまでも、そうやった上での残というふうにとらえております。

また、備蓄資材等で賞味期限等が切れたものに関しては、適切に配付しながら、これからも自主防災活動の訓練の一環として活用していただきたい、そう思っております。その面はこれからもそうした活用をしていただきたい、要望があればそれに対してしっかりと補助を——新しい制度もできておりますので、それを活用しながら補助をしていきたいと考えております。

○議長(佐藤公敏君) 総務課長。

○総務課長(山本眞一君) ただいま、町長の御答弁に対しまして一言つけ加えさせていただきますけれども、これ自主防災会からの要望により対応しているということは、ただいま町長からの御答弁の中にありましたけれども、私ども担当といたしましても区に対して、第1期から4期ぐらいに分けて、重ねてこちらから照会をしております。そういった中で、区といたしましても全額町費ならいいんですけれども、3分の1の区の負担がありますので、そこら辺をちゅうちょしたのかちょっとわかりませんが、見ようによっては既に整備しているのかなということもあるのかもしれませんが、とにかく担当課といたしましては4期ぐらいにわたって、要望はないんですかということで確認をしておりますので、その点だけはつけ加えさせていただきます。

○議長(佐藤公敏君) 建設課長。

○建設課長(山田俊男君) 質問に対する答弁の中で、私の答弁に誤りがございましたので、訂正を先にさせていただきたいと思います。

先ほど、蕎麦粒線の中の請負額について1,703万1,000円と申し上げましたが、これ事業計画なのに予定額を申し上げてしまいました。申し訳ありません。契約については1,540万でございます。

それから、議員御指摘のように、事業に着手するのが遅いではないかという御指摘につきましては、この事業に対して7月には測量用地交渉を進めております。こういった事業を、測量用地の交渉を終えた後に工事に入りますので、その点で工事については11月になっていると。前回の全協のときにもその理由を申し上げたと思いますが、用地が確定しましても、用地の交渉の段階で確定がおくれている部分があって、それも一つの要因だというふうに申し上げましたが、そこも全体的な工事の着手のおくれの原因でございます。

それから、もう1点についてはヒロヲの部分でございますが、先ほど私の言葉足らずでよく御

理解いただけなかったと思いますが、これは県の事業主体でございまして、事業としましては7事業ほどをやっているところでございます。その総事業の10%を本町として負担しなければいけません。ところが、その中で地元負担があるものについては、ヒロヲの農地造成のみ地元負担が発生をいたしております。その根拠は、川根本町土木事業施工要綱の中で3分の1を地元が負担すると、つまり町が3分の2を負担するというふうに定められているわけです。この3分の1の地元負担があるというものにつきましては、農地造成のみでございます。あとのものについては15%を負担金として、先ほど言いましたように27ページには2,800万何がしの予算を計上してある金額、そのものはすべて納めるわけでございますが、県がやっている事業でございまして、ヒロヲの方の総事業費が7,000万を当初予定しておりまして、その15%を、それでその15%のうちの5%を地元が負担すると、つまり350万になろうかと思いますが、その事業が先ほど言いましたように5,033万何がしの数字になりまして、250万になる。それで100万円になると。したがって、他の事業にその事業費が多分――まだすべての県でやっている事業が進行中でありますので、これからその報告があらうかと思いますが、どこに全体の事業のヒロヲに予定された事業費が回ったかは、私、今現在の時点ではわかりませんけれども、とにかくヒロヲ地区の受益者が負担すべき5%分が減ったと。地元は負担しなくてもいいですが、町は全体事業費の15%を負担しなければなりませんので。

中山間地の総合整備事業の本町に対する総事業費は1億8,165万円でございます。この事業費は変わりません。その15%が2,811万3,000円の予算として、本予算のときに計上されております。その金額には変わりはありません。それで、先ほどの要綱で地元負担が必要でない事業に、恐らく総事業のうちの調整がされているのではないかと、その正確な数字についても、まだ私の手元に報告がございませんのでわかりませんけれども……。

(「新しい事業は……」の声あり)

○建設課長(山田俊男君) 総事業も増えません。ほかの事業に、多分その全体的な事業費のヒロヲの少なくなった部分の事業費が投入されたというか、回ったというか、そういったことになったんだろうというふうに思います。

6つの事業費の総額を先ほど申し上げました、それについては変わりございません。1億8,165万円でございます。その15%が、くどいようですが、2,811万3,000円という形で本予算のときの負担金として、南部地区の負担金として計上させていただいております。いいですか、大体。

以上であります。

○議長(佐藤公敏君) 産業課長。

○産業課長(岩田利文君) 鈴木議員にお答えします。

鈴木議員よろしいでしょうか、若干誤解をされているようですので、説明をさせていただきます。土地の購入費につきましては、川根本町の本予算の一般の116ページに山村振興事業費というのがありまして、その17節に公有財産購入費という節がありまして、土地購入費200万を当初予算で計上してあります。それがつぶれ地を買うための予算です。この土地につきましては、質問の中で単価が地区によって違うのかということをお聞きしたんですが、これ参考までに、

土地の購入につきましては地目、畑とか、山とか、宅地によっても違いますし、この川根本町の地域によっても格差がございます。それで今回200万円の予算につきましては、先ほど説明しましたように土捨て場、新たに土捨て場を必要とするということで200万円を計上させていただいたんですけれども、この立木の補償費につきましては木の太さとか、杉とかヒノキとか種類、それによっても単価が違います。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。3回目ですよ。

○11番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

山村振興事業境川線の補償の件は、当初予算で200万、用地購入費、計上してあるというのは知っていました。それと、多分その補償が300万あったんだろうと……。

（「物の方です」の声あり）

○11番（鈴木多津枝君） ええ、物のね。上物のね。今回新しく出たのは、残土処理場を確保したいということで出た補償費で、そこまではわかったから。先ほどお聞きしたのは、補償費も状態によって平米単価などが違うんですかということをお聞きして、今課長さんから上物の状態によって違いますよと言われたから、それは了解しました。何かこう規定がちゃんとあるわけですね、こういうものは幾らだよという、ちゃんと公平なというか、人や場所によって、そのときの状況によって変わるよではなくて、その補償の内容は物によって違うということで、ちゃんときちんとした基準があるわけですね。それを確認いたします。

それから、山田課長には何度もお聞きして、私も本当によくわからないんですけれども、例えば一般財源を100万円今回上げましたよね。100万円減額した分を、工事が減ったんだよということならわかるんですけれども、100万円分の面工事が減ったんだよということならわかるんですけれども、一般財源をそのかわりに100万円上げた、全体の総額を確保した、100万円上げて。地元負担分が減った分を100万円増やしたよということだと、ちょっとよくわからないものですから何回もしつこく聞いて、隣の議員に、もうこれ以上聞いたら恥ずかしいぞと怒られていますけれども。本当に、工事は今までどおりの工事をそのままやる、面の部分は減ったけれども、この一般財源の100万円部分はどこかの工事が多分増えたのじゃないかと、そういうことですか。そういうことで理解していいでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 建設課長。

○建設課長（山田俊男君） またお答えしますけれども、うまく説明できなくて申し訳ありませんが、今、議員がおっしゃったように、ヒロヲに対する工事費が少なくなった分は、県でやってくださっているあとの残された5事業の中に含まれたのではないかとという予測であります。したがって総事業費の15%を町が負担するんです。ヒロヲ以外のものについては、くどいようですがけれども町が100%負担しております。農地の造成のみ、町のとらえ方に基づいて地元が3分の1、つまり今回の場合は15%を町が負担しなければいけませんので、その3分の1でありますから5%をヒロヲ地区の対象となる受益者に負担をしていただいたと。その5%なんです。それで、先ほど言いましたように、工事費が少なくなったことに伴って地元の負担も少なくなったと。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 産業課長。

○産業課長（岩田利文君） 鈴木議員、例規集の2の3087、3088ページに川根本町土木事業用地及び物件補償費額基準というのが添付されておりますので、これを見ていただければ御理解をいただけたと思います。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりました。質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成17年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

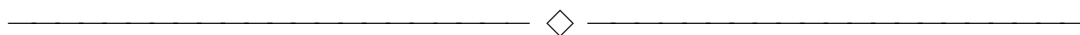
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成17年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第29 議案第23号 平成17年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤公敏君） 日程第29、議案第23号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第23号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。介護納付金について精査を行い、必要となる財源について補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保6ページをごらんください。

第4款第1項介護納付金は財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は357万4,000円の減額です。療養給付費等負担金です。

第2項国庫補助金224万3,000円の減額です。介護保険分の普通調整交付金です。それぞれ交付見込み額に合わせ補正するものです。

第8款繰入金、第2項基金繰入金は581万7,000円の増額です。今回の介護納付金の財源について精査した結果、国庫支出金の減額に伴い必要とされる財源について、保険給付費等支払準備基金繰入金で対応したくお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。通告に従いまして、1点質問をいたします。

国・県支出金を581万7,000円減額をするということですが、その理由について説明を求めます。なぜならば、7月の本算定時で足りないということで、介護納付部分の引き上げも行っただけで調整したと思っていましたら、また足りないということで納付しなければならない。その財源を国保の支払準備基金を入れて、一時かどうかわかりませんが入れて充てるんだということで、これは状況としては大変危機的な、もしこれがそのまま決算につながっていけば、また値上げにつながるものではないかという非常に危機的な状況ではないかと思っておりますので、ほうっておけません。

それで、具体的には7月本算定時に報告いただいた介護納付金1人当たりの納付額、それと人数、掛けて多分足りない分が今回……、足りない分ではない、ごめんなさい。国・県の出した分が多いという部分を減額するんだと思うんですけれども、なぜ国・県の支出金を減額することになったのか、そのことについて理由を、最初に述べたように説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） 説明をいたします。

この581万7,000円を減額する理由は、当初、療養給付費と補助金の補助率を40%見ておりましたけれども、これが36%に減額になっております。この7月の本算定時と補正時の、介護納付金の1人当たり額ですが、これは変わりございません、4万5,054円であります。人数ですが、旧中川根町で787人、旧本川根町で369人、合わせまして1,156人です。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 議案第24号 平成17年度川根本町老人保健特別会計
補正予算(第1号)

○議長(佐藤公敏君) 日程第30、議案第24号、平成17年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第24号、平成17年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億980万円としたいものです。これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

老保7ページをごらんください。

第1款第1項医療諸費は4,200万円の減額です。医療給付費を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保5ページをごらんください。

第1款第1項支払基金交付金は5,009万7,000円の減額です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は3,592万6,000円の減額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は886万3,000円の減額です。これらは支払基金、国及び県のそれぞれの交付制度に基づき、過去の実績から算定される交付見込み額に合わせ減額するものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は5,288万6,000円の増額です。これは、今回の補正に伴い必要とされる財源を確保するため、一般会計繰入金からの措置をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番(鈴木多津枝君) これもまた、先ほどもよくわかっていなかったんですけども、実を言いますと。これも、わからない質問をします。

国・県の支払基金交付金の減額の理由についてお聞きします。それから、打ち切り決算で繰越

金が出ているわけですが、それが当初予算では一般財源に入れていたわけですが、それはそのままになっていますので、そのまま一般財源に残したままになっているのかどうか。今回、一般会計からまた5,288万6,000円という大変大きな繰り入れをしなければならないということで、全体をずっと見ればわかるんでしょうけれども、とても資料ありませんし時間もなかったものですから、課長に聞いた方が早いと思って。説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） これは、歳出の方で見るとわかりますように、4,200万円の医療費を減額しております。それだけ老保に関しましては医療費がかからないとか、安くなっているということで御理解をしていただきたいと思います。それで、その減額した医療費に見合う国庫金が減っているということであります。

それから、剰余金の関係ですが、旧中川根と旧本川根、両方合わせますと、審査支払手数料まで合わせますと7,600万ほど歳計として余っておりますので報告いたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ちょっと今、最後の言葉がよく聞こえなかったんですが、7,491万9,000円歳計現金ありますよね。それが、最後わかりませんでした、どうなったのか。

それと、国・県支出金の減額は医療費が4,200万円減って下がっていると、それに見合った国庫金の減額だというふうに説明されましたけれども、それだと、なぜ医療費の減額4,200万円に対して国・県支出金の減額の方が4,478万9,000円と多くなっているのか、そのことの説明もまた求めなくてはならなくなりましたので、お願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） これは、公費42%、平成17年4月から9月20日支払い分、支払基金が100分の58、国庫負担が600分の168、県負担が600分の42、一般会計が600分の42。この現物給付に関しましては、このように各基金とか国庫負担がございまして、その振り分けで減らしてあります。剰余金が、旧中川根分で現物給付、現金給付合わせまして4,470万です。それから、旧本川根が現物給付、現金給付合わせて3,127万ほどあります。

あと何でしたっけ。

（「これが事務上どうなるのかということを行っている」の声あり）

○町民課長（藤田 至君） これは17年度の、合併後の本予算へ歳計剰余金としてあります。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 先ほどから、繰越金があります、歳計現金がありますと言っているんですが、あるなら、なぜ一般会計から5,288万6,000円繰り入れをしなければならないのか、歳計現金はたしか決算書を見ますと、打ち切り決算書には7,635万4,000円と書いてあったわけですよ。それが入って、なおかつ一般会計からの繰り入れがどうして必要なのか、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（藤田 至君） これは、打ち切り決算後の、新町になったの予算ですので、これは年

間を通しての——何というんですか、ちょっと打ち切り決算とこれの照合は難しいかと思うんですけれども……。

○議長（佐藤公敏君）　しばらく休憩をいたします。

休憩　午後　２時４３分

再開　午後　２時５６分

○議長（佐藤公敏君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課長。

○町民課長（藤田　至君）　この老人保健特別会計については全協でも申し上げましたけれども、支払基金の変更申請が年４回あるということで、今２月の変更申請が終わったばかりであります。また３月、６月に精算がありまして、そのときになってすべての金額が明らかになりますので、決算のときにははっきりした金額が出ます。そのときまでにはちゃんとした数字が出ると思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君）　鈴木君の質疑は既に３回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成17年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第１号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君）　起立全員です。

したがって、議案第24号、平成17年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３１　議案第２５号　平成１７年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第１号）

○議長（佐藤公敏君）　日程第31、議案第25号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第25号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。介護保険制度改正に伴う電算システム改修事業が補助事業に採択されたことに伴う財源の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護5ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は154万1,000円の増額です。介護保険システム改修事業費補助金を計上するものです。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は154万1,000円の減額です。電算システム改修事業が補助事業に採択されたことに伴い減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



算認定について

◎日程第 3 3 認定第 2 号 平成 1 7 年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 3 4 認定第 3 号 平成 1 7 年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 3 5 認定第 4 号 平成 1 7 年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 3 6 認定第 5 号 平成 1 7 年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第32、認定第 1 号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第33、認定第 2 号、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34、認定第 3 号、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35、認定第 4 号、平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36、認定第 5 号、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上 5 認定を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 5 号まで一括議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに出納室長から平成17年度中川根町歳入歳出決算認定についての説明を求めます。出納室長、小坂進君。

○出納室長（小坂 進君） それでは、認定第 1 号から認定第 5 号まで一括御説明をいたします。

本案は、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定によりまして、平成17年度中川根町一般会計並びに特別会計の歳入歳出打ち切り決算の認定をお願いするものであります。歳入につきましては 1,000円単位で切り捨て、歳出につきましては1,000円単位で四捨五入し御説明いたします。

まず、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出打ち切り決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の 1 ページをごらんください。

歳入ですが、第 1 款町税は収入済額 2 億2,825万7,000円でした。収入未済額は 2 億 929万7,000円でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税でございます。

第 2 款地方譲与税は収入済額916万8,000円でございます。自動車重量譲与税、地方道路譲与税でございます。

第 3 款利子割交付金は収入済額152万8,000円でした。

第 4 款配当割交付金は収入済額40万9,000円でした。

第 5 款株式等譲渡所得割交付金は収入済額1,000円でした。

第 6 款地方消費税交付金は収入済額3,179万円でした。

第 7 款自動車取得税交付金は収入済額672万1,000円でした。

第8款地方特例交付金は収入済額1,707万8,000円でした。

第9款地方交付税は収入済額9億8,074万2,000円で、3億4,843万1,000円の収入未済額がありました。普通交付税であります。

第10款交通安全対策交付金は収入がございませんでした。

第11款分担金及び負担金は収入済額が1,152万7,000円で、収入未済額が128万2,000円出ております。

第12款使用料及び手数料は収入済額2,263万2,000円でした。収入未済額が83万6,000円あります。

第13款国庫支出金は収入済額901万1,000円で、国庫負担金及び国庫委託金でした。収入未済額が1,285万1,000円出ております。

第14款県支出金は収入済額2,624万1,000円で、県負担金、県補助金、県委託金でした。収入未済額が1,333万2,000円出ております。

第15款財産収入は収入済額876万1,000円で、財産運用収入、財産売り払い収入であります。収入未済額が35万9,000円出ております。

第16款寄付金は収入がございませんでした。

第17款繰入金は収入済額676万9,000円で、老人保健特別会計繰入金でした。

第18款繰越金は収入済額1億294万7,000円でした。

第19款諸収入は収入済額3,502万7,000円で、学校給食費、合併対策費負担金、消防団員退職報償金基金負担金等あります。収入未済額が1,411万1,000円出ております。

第20款町債は収入済額2,300万円でした。

歳入合計、収入済額15億2,161万3,000円、収入未済額6億50万1,000円でした。

次に、歳出を御説明いたします。

3ページをごらんください。

第1款議会費は支出済額2,610万5,000円あります。

第2款総務費は支出済額2億2,168万円で、総務管理費、企画費、町民生活費、戸籍住民基本台帳費、選挙費が主なものであります。

第3款民生費は支出済額2億6,016万6,000円で、社会福祉費、児童福祉費が主なものであります。

第4款衛生費は支出済額1億1,837万2,000円で、保健衛生費、清掃費でした。

第5款労働費は支出済額118万6,000円でした。

第6款農林水産業費は支出済額1億197万円で、農業費、林業費でございます。

第7款商工費は支出済額3,821万6,000円でした。

第8款土木費は支出済額1億4,367万8,000円で、土木管理費を初め道路橋りょう費、河川費、住宅費であります。

第9款消防費は支出済額9,864万9,000円でした。

第10款教育費は支出済額1億2,039万9,000円で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費であります。

第11款災害復旧費は支出済額1万円でした。

第12款公債費は支出済額1,179万2,000円でした。

第13款予備費は支出がございませんでした。

歳出合計11億4,222万2,000円、不用額は27億7,735万8,000円でした。

歳入歳出差引額は3億7,939万2,000円あります。

次に、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を御説明いたします。

決算書、国保1ページをらんください。

まず、歳入ですが、第1款国民健康保険税は収入済額8,502万6,000円、収入未済額1億2,946万2,000円でした。

第2款使用料及び手数料は収入済額2万2,000円でした。

第3款国庫支出金は収入済額4,611万3,000円で、国庫負担金でございます。収入未済額が848万2,000円でした。

第4款療養給付費交付金は収入済額3,770万円、収入未済額5,278万円でございます。

第5款県支出金は収入済額64万6,000円で、県負担金でございます。

第6款共同事業交付金は収入済額218万6,000円あります。

第7款財産収入はございませんでした。

第8款繰入金は855万3,000円で、一般会計繰入金でした。

第9款繰越金は5,220万8,000円あります。

第10款諸収入はございませんでした。

歳入合計2億3,245万7,000円、収入未済額1億9,072万4,000円でした。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款総務費は支出済額948万7,000円で、総務管理費、徴税費、運営協議会費でございます。

第2款保険給付費は支出済額1億3,033万9,000円で、療養諸費を初め高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費でございます。

第3款老人保健拠出金は支出済額3,518万3,000円で、老人保健拠出金でございます。

第4款介護納付金は支出済額1,504万9,000円でございます。

第5款共同事業拠出金は支出済額258万4,000円でございます。

第6款保健事業費は支出済額127万6,000円でございます。

第7款基金積立金、8款公債費は支出がございませんでした。

第9款諸支出金は支出済額407万7,000円でございます。

第10款予備費は支出がございませんでした。

歳出合計は1億9,799万5,000円、不用額3億4,581万4,000円でした。

歳入歳出差引額は3,446万2,000円でございます。

次に、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を説明いたします。

老人保健1ページをらんください。

まず、歳入ですが、第1款支払基金交付金は収入済額1億8,156万9,000円で、収入未済額が2億2,880万7,000円出ております。

第2款国庫支出金は収入済額8,245万円で、国庫負担金であります。収入未済額が9,860万5,000円出ております。

第3款県支出金は収入済額2,427万円で、県負担金であります。収入未済額が2,427万8,000円出ております。

第4款繰入金は収入済額1,776万6,000円で、これは一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金はございませんでした。

第6款諸収入は収入済額74万7,000円で、雑入でございます。

歳入合計3億680万2,000円、収入未済額3億5,169万円でございました。

次に、歳出を御説明いたします。

第1款医療諸費は支出済額2億5,511万1,000円でございます。

第2款諸支出金は支出済額676万9,000円で、一般会計繰出金でございます。

歳出合計は2億6,188万1,000円、不用額は5億3,932万5,000円でございました。

歳入歳出差引額は4,492万2,000円でございます。

次に、平成17年度介護保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を御説明いたします。

介護保険1ページをごらんください。

まず、歳入ですが、第1款保険料は収入済額2,958万2,000円で、介護保険料であります。収入未済額は87万9,000円でございます。

第2款分担金及び負担金は収入済額198万5,000円でございます。

第3款使用料及び手数料は収入済額2,000円で、手数料でございます。

第4款国庫支出金は収入済額4,471万円で、国庫負担金と国庫補助金でございます。収入未済額が5,361万2,000円あります。

第5款支払基金交付金は収入済額4,715万6,000円でございます。収入未済額は9,429万6,000円あります。

第6款県支出金は収入済額1,946万8,000円で、県負担金でございます。収入未済額は3,894万7,000円でございます。

第7款財産収入は収入済額3,000円でございます。

第8款繰入金は収入済額2,752万3,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

第9款繰越金は収入済額1,452万7,000円でございます。

第10款諸収入はございませんでした。

歳入合計は1億8,495万8,000円で、収入未済額1億8,773万4,000円でございます。

続きまして、歳出ですが、第1款総務費は支出済額992万9,000円で、総務管理費、介護認定審査会費等でございます。

第2款保険給付費は支出済額1億5,666万1,000円で、介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費等でございます。

第3款財政安定化基金拠出金は支出がございませんでした。

第4款基金積立金は支出済額3,000円でございます。

第5款公債費、第6款諸支出金は支出がございませんでした。

歳出合計1億6,659万3,000円、不用額3億1,169万円でございます。

歳入歳出差引額は1,836万6,000円でございます。

次に、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出打ち切り決算の概要を御説明いたします。

簡水の1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

第1款分担金及び負担金は収入済額33万円でございます。

第2款使用料及び手数料は収入済額2,104万7,000円、収入未済額が1,648万8,000円であります。

第3款国庫支出金、第4款県支出金は収入はございませんでした。

第5款財産収入は収入済額1万6,000円でございます。

第6款繰入金は収入済額2,029万2,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

第7款繰越金は収入済額595万3,000円でございます。

第8款諸収入は116万円ございました。

第9款町債はございませんでした。

歳入合計4,880万円、収入未済額1,648万8,000円あります。

次に、歳出ですが、第1款総務費は支出済額684万7,000円でございます。

第2款水道事業費は支出済額3,425万2,000円で、水道管理費と水道建設費であります。

第3款公債費は支出済額393万4,000円でございます。

第4款予備費はございませんでした。

歳出合計4,503万2,000円、不用額2億4,066万8,000円ございました。

歳入歳出差引額は376万8,000円ございました。

以上、簡単に打ち切り決算の概要を説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 平成17年度中川根町歳入歳出決算認定についての説明が終わりました。

ここで、決算各号につきまして監査委員の意見と報告を受けたいと思います。

議場に議会選出の板谷信君がおりますので、報告を求めます。

監査委員、板谷信君。

○監査委員（板谷 信君） それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

代表監査委員の風間隆さんが本日、所用があり欠席しておりますので、私が報告させていただきます。

平成17年度の旧中川根町一般会計及び各特別会計の打ち切り決算について、1月17日付で町長から審査の付託がありました。2月6日から2月9日までの4日間、川根本町役場会議室で、風間代表監査委員とともに審査を実施しました。意見書につきましてはお手元にお配りしてあります。

旧中川根町一般会計及び4つの特別会計の決算総額は、歳入においては22億9,463万2,392円、歳出では18億1,372万3,163円、歳入歳出差引残高が4億8,090万9,229円でした。

審査につきましては各課長、局長及び担当者に内容の説明を求め実施いたしました。各関係書類は法令に従い作成されており、計数処理においても証憑書類等を照合した結果、適正であると認めました。計数の詳細については、先ほど収入役職務代理者から説明がありましたので、私の方からは省略させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 監査委員の報告が終わりました。

次に、質疑に入ります。

質疑は、認定第1号から認定第5号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までは、13名の委員で構成する平成17年度中川根町歳入歳出決算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号までは平成17年度中川根町歳入歳出決算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成17年度中川根町歳入歳出決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度中川根町歳入歳出決算特別委員会の委員は、議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま平成17年度中川根町歳入歳出決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第5号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月9日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号については、3月9日までに委員会を終了するよう期

限をつけることに決定しました。



◎日程第 37 認定第 6 号 平成 17 年度本川根町一般会計歳入歳出
決算認定について

◎日程第 38 認定第 7 号 平成 17 年度本川根町国民健康保険事業
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 39 認定第 8 号 平成 17 年度本川根町老人保健特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 40 認定第 9 号 平成 17 年度本川根町介護保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 41 認定第 10 号 平成 17 年度本川根町簡易水道事業特別
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 42 認定第 11 号 平成 17 年度本川根町温泉事業特別会計
歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第37、認定第 6 号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第38、認定第 7 号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39、認定第 8 号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第40、認定第 9 号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第41、認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第42、認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上 6 認定を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 6 号から認定第11号まで一括議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに総合支所長から歳入歳出決算認定の説明を求めます。総合支所長、森紀代志君。

○総合支所長（森 紀代志君） それでは、認定第 6 号から認定第11号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定によりまして、平成17年度本川根町一般会計並びに特別会計の歳入歳出打ち切り決算の認定をお願いするものであります。

歳入歳出打ち切り決算について1,000円単位で説明いたします。中に1,000円未満のものがありますが、それについては最上位の数をもって説明いたします。

まず、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出打ち切り決算の概要につきまして説明いたします。決算書の 1 ページをごらんください。

歳入です。第 1 款町税は収入済額 6 億1,438万7,000円でございました。収入未済額は 2 億

1,376万7,000円でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税でございます。

第2款地方譲与税は収入済額839万7,000円でございます。自動車重量譲与税、地方道路譲与税でございます。

第3款利子割交付金は収入済額94万8,000円ございました。

第4款配当割交付金は収入済額25万4,000円ございました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は収入済額1,000円ございました。

第6款地方消費税交付金は収入済額2,056万3,000円ございました。

第7款自動車取得税交付金は収入済額615万9,000円ございました。

第8款地方特例交付金は収入済額1,736万7,000円ございました。

第9款地方交付税は収入済額4億7,611万2,000円で、普通交付税であります。

第10款交通安全対策交付金は収入がございませんでした。

第11款分担金及び負担金は内訳としまして保育料が主なもので、収入済額が520万9,000円で、収入未済額が118万7,000円出ております。

第12款使用料及び手数料は収入済額1,511万8,000円ございました。収入未済額が215万6,000円であります。

第13款国庫支出金は収入済額3,533万5,000円ございました。

第14款県支出金は収入済額1,706万5,000円ございました。収入未済額が1,144万7,000円出ております。

2ページ目をごらんください。

第15款財産収入は収入済額235万6,000円ございました。

第16款寄附金は収入がございませんでした。

第17款繰入金は収入済額2,417万円ございました。これは、老人保健特別会計繰入金でございました。

第18款繰越金は収入済額2億233万4,000円ございました。

第19款諸収入は収入済額2,906万9,000円ございました。これは、学校給食費、消防団員退職報償金基金負担金、赤石太鼓運営預金等であります。収入未済額が63万5,000円出ております。

第20款町債は収入済額590万円ございました。災害復旧事業債であります。

歳入合計、収入済額14億8,074万6,000円、収入未済額2億2,919万4,000円ございました。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをごらんください。

第1款議会費は支出済額2,391万2,000円ございました。議員報酬を初め職員給与等でございます。

第2款総務費は支出済額4億6,731万2,000円で、総務管理費、企画費、ダム水源地域振興費、資料館運営費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費等が主なものであります。

第3款民生費は支出済額1億5,825万2,000円で、社会福祉費、児童福祉費が主なものであります。

第4款衛生費は支出済額9,112万2,000円で、保健衛生費、清掃費が主な支出でございました。

第5款労働費は104万7,000円の支出でございました。

第6款農林水産業費は支出済額6,469万2,000円で、農業費、林業費が主なものでございます。

第7款商工費は支出済額8,349万7,000円で、商工業振興費、観光費、音戯の郷運営費等が主なものであります。

第8款土木費は支出済額2,917万2,000円で、土木管理費、道路橋りょう費、河川費、住宅費が主なものであります。

第9款消防費は支出済額1億3,895万5,000円で、常備消防費、非常備消防費、消防施設費、災害対策費が主なものであります。

第10款教育費は支出済額2億1,627万6,000円で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費であります。

4ページをござんください。

第11款災害復旧費は支出済額4,941万6,000円で、工事費の支出でございました。

第12款公債費は支出済額3,146万6,000円でございました。

第13款予備費は支出ございませんでした。

歳出合計13億5,512万、不用額は4億4,067万4,000円でございました。

歳入歳出差引額、実質収入額とも1億2,562万7,000円であります。

次に、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を説明いたします。

決算書、国保1ページをござんください。

まず、歳入からです。第1款国民健康保険税は収入済額3,980万8,000円、収入未済額5,796万8,000円でございました。

第2款使用料及び手数料は収入済額1万2,000円でございました。督促手数料であります。

第3款国庫支出金は収入済額2,634万4,000円、収入未済額2,797万円でございました。

第4款療養給付費交付金は収入済額3,203万円、収入未済額4,483万5,000円でございます。

第5款県支出金は収入済額31万8,000円で、県負担金であります。

第6款共同事業交付金は収入済額156万3,000円であります。

第7款財産収入は3,000円で、基金利子及び配当金であります。

第8款繰入金は3,110万6,000円で、一般会計繰入金でした。

第9款繰越金は7,869万円であります。

第10款諸収入はございませんでした。

歳入合計2億987万7,000円、不納欠損なし、収入未済額1億3,077万3,000円でございました。

次に、歳出に移ります。

2ページをござんください。

第1款総務費は支出済額455万円で、総務管理費、徴税費、運営協議会費でございます。

第2款保険給付費は支出済額7,757万円で、これは療養給付費を初め高額療養費、葬祭費であります。

第3款老人保健拠出金は支出済額2,152万8,000円で、これは老人保健医療費拠出金と事務費拠出金であります。

第4款介護納付金は支出済額712万2,000円で、これは社会保険診療報酬支払準備基金への納付金であります。

第5款共同事業拠出金は支出済額127万6,000円で、これは高額医療費共同事業医療費拠出金であります。

第6款保健事業費は支出済額715万1,000円で、これはレセプト点検の賃金、人間ドック等検査費用の助成委託料等であります。

第7款基金積立金は支出がありませんでした。

第8款公債費も支出ございません。

第9款諸支出金は支出済額9万4,000円で、これは保険税過年度過誤納金還付金であります。

第10款予備費は支出ございません。

歳出合計は1億1,289万1,000円、不用額3,835万6,000円で行いました。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに9,698万7,000円です。

次に、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を説明いたします。

老保の1ページをごらんください。

まず、歳入からです。第1款支払基金交付金は収入済額1億2,029万1,000円で、支払基金からの交付金でありました。収入未済額が1億3,695万3,000円で行っております。

第2款国庫支出金は収入済額5,025万円で、国庫負担金であります。ここで収入未済額が6,009万8,000円行っております。

第3款県支出金は収入済額1,479万円で、これは県の負担金であります。ここで収入未済額が1,479万8,000円行っております。

第4款繰入金は収入済額580万円で、これは一般会計からの繰り入れであります。

第5款繰越金は収入済額116万7,000円であります。

第6款諸収入はございませんでした。

歳入合計1億9,229万9,000円、収入未済額2億1,184万9,000円で行いました。

次に、歳出を御説明いたします。

2ページをごらんください。

第1款医療諸費は支出済額1億5,582万4,000円で、これは医療支給費と審査支払手数料であります。

第2款諸支出金は支出済額505万円で、これは一般会計繰出金であります。

歳出合計は1億6,087万4,000円、不用額は1,224万円で行いました。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,142万5,000円あります。

次に、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算につきまして、概要を説明いたします。

介護の1ページをごらんください。

まず、歳入からです。第1款保険料は収入済額1,927万3,000円で、これは第1号被保険者保険料であります。収入未済額は105万5,000円でございます。

第2款使用料及び手数料は収入済額1,000円未満の800円で、これは督促手数料であります。

第3款国庫支出金は収入済額3,162万3,000円で、これは介護給付費国庫負担金と調整交付金であります。収入未済額は3,679万2,000円であります。

第4款支払基金交付金は収入済額3,159万1,000円で、これは支払基金からの介護給付費交付金であります。収入未済額は6,317万6,000円であります。

第5款県支出金は収入済額1,267万2,000円で、これは介護給付費の県負担金であります。収入未済額は2,534万5,000円であります。

第6款財産収入は収入済額1,000円未満の1円で、これは介護給付費準備基金の利子であります。

第7款繰入金は収入済額3,500万円で、これは介護給付費繰入金及び一般会計からの繰入金であります。

第8款繰越金は収入済額1,228万4,000円で、これは前年度繰り越しであります。

第9款諸収入はございません。

歳入合計は1億4,244万5,000円で、収入未済額1億2,636万8,000円ございました。

続きまして、歳出です。

2ページをごらんください。

第1款総務費は支出済額419万2,000円で、総務管理費、介護認定審査会経費等でございます。

第2款保険給付費は支出済額9,672万3,000円で、これは介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費等であります。

第3款財政安定化基金拠出金は支出ございません。

第4款基金積立金も同様にございませんでした。

第5款も公債費の支出ございませんでした。

第6款諸支出金は支出済額51万1,000円で、国・県支出金等返還金であります。

歳出合計1億142万5,000円、不用額1,837万9,000円ございました。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,102万円あります。

次に、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出打ち切り決算の概要を説明いたします。

簡水の1ページをごらんください。

歳入から説明いたします。第1款使用料及び手数料は収入済額1,742万1,000円、収入未済額が1,882万8,000円あります。

第2款財産収入は収入済額1,000円未満の900円で、基金積立金利子であります。

第3款繰入金は収入済額800万円で、これは一般会計からの繰入金であります。

第4款繰越金は収入済額864万7,000円で、前年度繰越金であります。

第5款諸収入は収入済額40万4,000円で、工事補償費及び加入納付金であります。

歳入合計3,447万4,000円、収入未済額1,882万8,000円あります。

次に、歳出です。

2ページをごらんください。

第1款総務費は支出済額473万1,000円で、人件費、管理経費が主なものでございます。

第2款水道事業費は支出済額1,636万2,000円で、既設水道の維持管理費とテレメーター設置工事費等であります。

第3款公債費は支出ございませんでした。

第4款、第5款とも支出ございませんでした。

歳出合計2,109万3,000円、不用額5,143万9,000円でございます。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,338万1,000円でございます。

次に、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出打ち切り決算の概要を説明いたします。

温泉1ページをごらんください。

歳入から説明いたします。第1款使用料及び手数料は収入済額196万7,000円、収入未済額が73万円であります。

第2款財産収入は収入済額1,000円未満の500円で、基金利子、基金積立金利子であります。

第3款繰入金は収入済額750万円で、これは一般会計からの繰り入れであります。

第4款繰越金は収入済額196万7,000円で、前年度繰越金であります。

第5款諸収入は収入ございませんでした。

歳入合計1,143万6,000円、収入未済額73万円であります。

次に、歳出です。

2ページをごらんください。

第1款総務費は支出済額363万4,000円で、人件費、管理経費が主なものでございます。

第2款温泉事業費は支出済額411万5,000円で、既設温泉の維持補修費と温泉運搬業務委託料であります。

第3款基金管理費は支出はございません。

第4款予備費もございませんでした。

歳出合計774万9,000円、不用額129万7,000円でございます。

歳入歳出差引額、実質収支ともに368万7,000円でございます。

以上、簡単に打ち切り決算の概要を説明申し上げました。よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 平成17年度本川根町歳入歳出決算認定についての説明が終わりました。

ここで、決算各号につきまして監査委員の意見と報告を受けたいと思います。

議場に議会選出の板谷信君がおりますので、報告を求めます。

監査委員、板谷信君。

○監査委員（板谷 信君） それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

同様に、代表監査委員の風間隆さんが本日、所用があり欠席しておりますので、私が報告させていただきます。

旧本川根町一般会計及び各特別会計の打ち切り決算について、1月17日付で町長から審査の付

託がありました。2月6日から2月9日までの4日間、川根本町役場会議室及び文化会館会議室において、風間代表監査委員とともに審査を実施しました。先ほど、文化会館会議室、旧中川根町のところで抜きましたが、教育委員会関係は中川根町の方も文化会館会議室で行いましたので、訂正させていただきます。意見書につきましては、お手元にお配りしてあるとおりです。

旧本川根町一般会計及び5つの特別会計の決算総額は、歳入においては20億7,127万9,756円、歳出では17億5,915万1,846円、歳入歳出差引残高が3億1,212万7,910円でした。

審査につきましては、各課長、局長及び担当者に内容の説明を求め実施しました。各関係書類は法令に従い作成されており、計数処理についても証憑書類等を照合した結果、適正であると認めました。計数の詳細については、先ほど総合支所長から説明がありましたので、私の方からは省略させていただきます。

なお、今回の両打ち切り決算の審査の意義について、私の考えるところを述べさせていただきます。

年度途中の打ち切り決算となったため、予算の執行率が予算全体について意味を持たず、前年対比という方法もとることができませんでした。また、財政分析に使われる数字も1会計年度のものでないために、過去の決算実績と比較する意味が少ないものとなりました。このように、決算審査としては異例なものとなりましたが、合併によって1つの町となった当町が、いち早く相手町の行財政を理解し、新町の当初予算の審議や行政の執行に生かしていくためには大切な決算審査であると考えます。

以上、報告させていただきます。

○議長（佐藤公敏君） 監査委員の報告が終わりました。

次に質疑に入ります。

質疑は、認定第6号から認定第11号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第6号から認定第11号までは、13名の委員で構成する平成17年度本川根町歳入歳出決算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号から認定第11号までは平成17年度本川根町歳入歳出決算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成17年度本川根町歳入歳出決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度本川根町歳入歳出決算特別委員会の委員は、議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま平成17年度本川根町歳入歳出決算特別委員会に付託しました認定第6号から認定第11号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月9日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号から認定第11号については、3月9日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。



◎日程第43 議案第26号 平成18年度川根本町一般会計予算

◎日程第44 議案第27号 平成18年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第45 議案第28号 平成18年度川根本町老人保健特別会計
予算

◎日程第46 議案第29号 平成18年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第47 議案第30号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第48 議案第31号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計
予算

○議長(佐藤公敏君) 日程第43、議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算、日程第44、議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算、日程第45、議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算、日程第46、議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算、日程第47、議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算、日程第48、議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算、以上6議案を一括議題とします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号まで一括議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から予算の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億8,000万円としたいもので、旧両町の当初予算額の合計額と比べ2億3,800万円、率にして3.5%減額となる緊縮型予算を計上させていただきました。

川根本町は平成17年9月20日に誕生しましたが、平成17年度の川根本町予算は旧両町で議決された通年予算を尊重して編成していますので、平成18年度当初予算が、実質的には川根本町としての最初の予算編成になりました。

旧両町は地理的な条件、町民性や価値観などが似通った地域であり、文化的・歴史的な面はもとより、経済的な面でもつながりが深い地域です。合併では人口が1万人未満となる小規模合併を選択し、地方自治体としての発言力を確保するとともに、厚い人情や集落単位での互助の精神など地域の特色や良さを保ち続けることを期待し、広域合併ではできない町民にとって身近な行政運営を維持・充実させることを目指し、川根本町新町建設計画を策定しています。財政運営は合併後も大変厳しい状況ではありますが、新町として速やかな一体化と効率的かつ効果的な行政運営を目指し、新町建設計画の理念を尊重した「水と森の番人が創る癒しの里～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の創造を念頭に置いて、当初予算を編成しました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表のとおりであります。

予算書での前年度予算額は、合併後の平成17年度川根本町本予算額になりますが、期間の違いから年間予算としての前年度比較が難しいことから、当初予算説明資料では、旧両町の当初予算額の合計額を前年度予算額として使用しています。予算概要の説明でも、旧両町の当初予算額の合計額を前年度予算額として使用させていただきますので御了承ください。

それでは、具体的な項目別に入る前に、一般会計歳入歳出について大まかな説明をさせていただきます。

我が国全体が、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少という社会的要因に加え、景気の低迷も長引き税収が伸び悩む中、それを補うために発行してきた起債残高が急激に増加したことにより、国や県も厳しい財政状況が継続しています。国の地方財政計画では、平成17年度に引き続き、さらに3兆円規模の税源移譲を目指した三位一体の改革を確実に実現することなど、財政構造改革による財政再建を最重要課題としています。このことから、国や県も歳出削減に向けた制度改革が活発になり、町の財政を取り巻く環境はさらに厳しいものとなっていますが、限られた財源の中で公営住宅及び若者定住促進住宅整備、町営水道施設の新設整備、地域包括支援センターの創設、川根茶体験施設建設、千年の学校への運営補助、通学バス運行区域の拡張、カヌーのまちづくり事業など、住宅環境整備、生活環境整備、福祉の充実、産業振興、文化と教育の振興などに重点を置き、現下の財政状況を十分認識し、合併を契機としたさらなる行財政全般にわたる改

革を積極的かつ計画的に進めることにより、効率的かつ独自の戦略を持った行政運営を目指していきます。

また、平成18年度は「カヌースラローム・ワイルドウォータージャパンカップ第3戦」が6月、「文部科学大臣杯ジュニア選手権大会」が8月に、「森と湖に親しむつどい2006接岨湖フェスティバル」が7月に、「第60回全国お茶まつり静岡大会・全国茶品評会」が11月に当町を会場として開催されますので、川根本町を積極的に全国に情報発信していきたいと考えております。

まず、歳入予算から見ていくと、財源の構成では自主財源が37.7%、依存財源が62.3%になっています。地方交付税が歳入全体の32.4%を占め、町税は18.7%、国・県支出金は12.1%となり、財源不足を補うための基金繰入金が13.3%、町債が12.2%を占める予算になっています。地方交付税については、国庫補助負担金のさらなる一般財源化と交付税総額の抑制を目指した制度改革を考慮し、前年度対比100万円の減額となる21億円とし、臨時財政対策債についても前年度対比5,080万円の減額となる2億4,000万円を計上しました。国庫支出金については1.3%の減額にとまりましたが、県支出金についてはJ A大井川川根茶業センター施設整備補助事業への生産振興総合対策事業費補助金4億円の終了が影響し2億5,029万3,000円、率にして27.9%の大幅な減額となりました。

主要事業の財源として町債の借入れについては、元利償還に対しては交付税措置のある過疎対策事業債、合併特例事業債を積極的に活用することにより、2億6,670万円の増額となる7億9,270万円を計上しました。基金繰入金については、前年度対比1億9,950万6,000円の減額となる8億6,498万9,000円を計上させていただきました。健全な財政運営に配慮しつつも、財政調整基金のほか、まちづくり基金や社会福祉基金など事業の目的に合った基金を大幅に取り崩すことにより財源を確保いたしました。

歳出予算の目的別では、長島ダム接岨峡周遊コース整備事業のほか、川根本町総合計画策定業務を初め、これからの新しいまちづくりの検討と地域コミュニティの活性化に重点を置いた総務費が15.9%を占めています。続いて、川根本町地域福祉計画・障害者プラン策定業務のほか、町内保育園の運営、国民健康保険・老人保健・介護保険への繰入金など福祉の充実を目指す民生費が15.8%を占め、全国茶品評会対策も含めた川根茶ブランド体制強化事業、第5期山村振興対策事業、県営中山間地域整備事業、間伐対策を初めとした景観整備事業など、環境整備も含めた産業振興としての農林水産業費が13.0%を占めています。

性質別では、道路や公共施設を建設するための投資的経費は24.4%と前年度より1.6ポイント増加しています。国・県補助事業を活用した第5期山村振興事業による飲料水供給施設の新設整備、川根茶体験施設建設などのほか、公営住宅及び若者定住促進住宅整備事業の住宅建設、デジタル移動通信システムの整備事業、道整備交付金を活用した町道・林道整備など環境整備、産業振興、定住人口促進、防災と安全、基盤整備など、生活に直結した事業を実施していきます。

各種団体への補助金、広域組合の負担金など補助費等は、前年度より3.0ポイント減の12.6%となり、特別会計への繰出金は7.3%を占めています。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、36.9%と前年度より1.9ポイント増加しています。これは学校給食業務が、川根広域施設組合事務から町直営に変更になったことによるものです。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は7,032万9,000円です。前年度対比4,497万7,000円の減額です。合併により議員数が22名から14名と、8名の減になったことによるものです。

第2款総務費は10億3,287万2,000円です。前年度対比3億9,082万4,000円の減額です。平成17年度は合併に伴う経費をこの科目で一括計上していたことによる減額です。主な事業としては、「森と湖に親しむつどい2006接岨湖フェスティバル」の開催、NPO法人地球緑化センターからの「緑のふるさと協力隊員」1名の派遣をいただいての縁結び事業などの交流事業のほか、地域づくりの核となる自治会振興費や新町建設計画策定業務など、町民が参加しこれからの川根本町を創造しながら、活力ある地域づくりを推進します。

第3款民生費は10億2,497万6,000円です。前年度対比4,821万2,000円の増額です。4月から役場健康増進課内に地域包括支援センターを設置し、介護保険事業特別会計で運営していきます。高齢者に対する総合相談窓口など、重要な役割を担っています。また、心身障害者支援費、社会福祉協議会補助金、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金などが主なものでございます。

第4款衛生費は5億8,707万7,000円です。前年度対比1,384万円の減額です。川根本町保健計画調査策定業務があり、さらなる健康づくりのあり方を検討していきます。また、ごみ処理業務、合併処理浄化槽設置補助金などの環境対策費、町営水道未普及地区の解消を目指した田野口地区簡易水道の整備や、安定給水を目指した本川根地区のテレメーター設備整備に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金などが主なものです。

第5款労働費は225万4,000円です。前年度対比6万4,000円の減額です。

第6款農林水産業費は8億4,502万8,000円です。前年度対比1億6,512万円の減額です。県営中山間地域総合整備事業負担金による南部地区・奥大井地区の基盤整備、第5期山村振興対策事業による集落道新設、飲料水供給施設新設、川根茶体験施設の建設のほか、精揉機等装置購入を初めとした農林業センター運営事業など全国お茶まつりへの体制強化も含め、川根茶ブランドをより強固なものに確立していきます。また、森林整備地域活動支援事業交付金、景観林保全事業、木質エネルギー環境モデル事業など、森林資源を有効活用した環境保全にも力を注いでいきます。

第7款商工費は3億1,600万6,000円です。前年度対比4,426万6,000円の増額です。まちづくり観光協会との連携を密にしながら、原生自然環境保全地域など世界遺産にも匹敵する豊富な自然資源を核としたエコツーリズムの考え方を背景とした、奥大井・南アルプスマウンテンパーク推進事業による交流人口の増加と地域振興を目指します。そして、もりのくに、音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、ウッドハウスおろくぼなどの町営観光施設の運営事業についても、経営感覚を持って、集客能力の向上と町のイメージアップに努めてまいります。

第8款土木費は4億5,146万2,000円です。前年度対比1億4,628万4,000円の増額です。道整備交付金を活用した町道の改良、水防倉庫建設、急傾斜地崩壊対策事業など防災と安全の向上を推進します。また、住宅環境整備として地名団地、沢脇団地の公営住宅整備事業及び若者定住促進事業の住宅建設があります。平成18年度から賃貸住宅の供給も開始されますので、入居率の向上と適切な管理を目指します。

第9款消防費は6億4,314万5,000円です。前年度対比1億9,467万円の増額です。消防団員の処遇充実、合併によるデジタル移動通信システムの整備、庁舎非常用発電装置増設事業による災害対策の充実、小型動力ポンプ付積載車更新、耐震性貯水槽新設など消防施設整備を目指します。

第10款教育費は6億5,537万7,000円です。前年度対比5,584万8,000円の減額です。小・中学校の教育振興のほか、カヌーのまちづくり事業、中川根中学校グラウンドのナイター設備更新、スクールバス1台購入による新規路線の拡張、生涯学習の推進などを目指していきます。

第11款災害復旧費は1,554万1,000円です。前年度対比175万1,000円の減額です。迅速な対応を目指します。

第12款公債費は8億2,093万3,000円です。前年度対比599万2,000円の増額です。合併に伴い学校給食業務が川根広域施設組合業務から町直営に変更し、学校給食共同調理場建設に伴う元利償還が加わったことにより、公債費が増加しています。

第13款予備費は1,500万円です。

次に、歳入でございます。

第1款町税は12億980万9,000円です。固定資産税の評価替えによる影響と長島ダムの減価償却による課税標準額の減少を考慮し、前年度対比5,809万円の減額を見込みました。

第2款地方譲与税は1億1,500万円です。前年度対比2,550万円の増額となりました。これは、さらなる国庫補助負担金の一般財源化に伴う税源移譲として、所得譲与税の交付基準が改正されることによるものです。

第3款利子割交付金は100万円です。前年度対比250万円の減額です。

第4款配当割交付金は100万円です。前年度対比25万円の減額です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は100万円です。前年度対比72万9,000円の増額です。

第6款地方消費税交付金は8,500万円です。前年度対比500万円の増額を見込みました。

第7款自動車所得税交付金は4,000万円です。前年度対比600万円の増額を見込みました。

第8款地方特例交付金は3,200万円で、前年度対比150万円の減額です。

第9款地方交付税は21億円です。前年度対比100万円の減額です。普通交付税を18億円、特別交付税を3億円計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は3,542万1,000円です。前年度対比277万8,000円の減額です。

第12款使用料及び手数料は1億1,207万円です。前年度対比2,992万4,000円の増額です。これは、もりのくにの運営が直営になったことによる使用料の計上によるものです。

第13款国庫支出金は1億3,405万8,000円です。前年度対比177万5,000円の減額です。

第14款県支出金は6億4,822万5,000円です。前年度対比2億5,029万3,000円の減額です。

第15款財産収入は1,907万2,000円です。前年度対比247万8,000円の増額です。

第16款寄付金は1,000円の科目設置です。前年度対比351万3,000円の減額です。

第17款繰入金は8億6,499万2,000円で、前年度対比1億9,950万8,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3,000円で、基金繰入金が8億6,498万9,000円です。

第18款繰越金は1億円で、前年度対比8,000万円の減額です。

第19款諸収入は1億8,765万2,000円です。前年度対比2,687万6,000円の増額です。これは、もりのくにの直営化による食堂、売店収入の計上によるものです。

第20款町債は7億9,270万円で、前年度対比2億6,670万円の増額です。過疎対策事業債が2億7,860万円、一般公共事業債が3,110万円、公営住宅建設事業債が7,500万円、合併特例事業債が1億5,800万円、臨時財政対策債が2億4,000万円、減税補てん債が1,000万円です。

以上が、平成18年度一般会計予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,520万円で、旧両町の当初予算総額と比べ8,870万円の増額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。

平成17年度は旧両町で保険税の税率が違うことから一国二制度で運営していますが、平成18年度から保険税の税率を統一し、川根本町として会計処理を一本化することとなります。過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。第1款総務費は3,685万5,000円です。主な内容としては職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は6億6,762万6,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款老人保健拠出金は1億4,703万6,000円です。

第4款介護納付金は5,620万7,000円です。

第5款共同事業拠出金は1,683万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金が主なものです。

第6款保健事業費は974万6,000円です。成人病検査費用助成事業などの計上があります。

第7款基金積立金は6万円です。

第8款公債費は2,000円です。

第9款諸支出金は83万2,000円です。

第10款予備費は1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は3億6,680万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は2,000円です。

第3款国庫支出金は1億9,127万8,000円です。

第4款療養給付費交付金は2億4,251万6,000円です。

第5款県支出金は701万9,000円です。

第6款共同事業交付金は841万9,000円です。

第7款財産収入は6万円です。

第8款繰入金は8,908万3,000円です。一般会計繰入金が主なものであります。

第9款繰越金は4,000万2,000円です。

第10款諸収入は1万6,000円です。

以上が、平成18年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,650万円で、旧両町の当初予算額の合計額と比べ5,526万7,000円の減額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。

公費負担割合について、平成18年10月診療分から46%が50%に変更されます。過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は12億1,649万円です。医療費の現物給付、現金給付及び審査支払手数料です。

第2款諸支出金は1万円です。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は6億4,015万2,000円です。

第2款国庫支出金は3億8,422万7,000円です。

第3款県支出金は9,605万7,000円です。

第4款繰入金は9,605万8,000円です。

第5款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第6款諸収入は5,000円です。

以上が、平成18年度老人保健特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,260万円で、旧両町の当初予算額の合計額と比べ1億1,007万9,000円の増額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。平成18年4月から総合相談、支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担うものとして、地域包括支援センターが健康増進課内に創設されます。過去の介護サービス量、給付実績、高齢者の利用意向等も考慮し、平成18年度以降の3カ年の第3期介護保険事業計画をもとに、保険料と給付費等を見込み、必要額を計上させていただきました。平成17年度は旧両町で保険税の税率が違うことから、一国二制度で運営していますが、平成18年4月からは保険税の税率を統一し、川根本町として会計処理を一本化することになります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は3,760万7,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は7億9,097万6,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は2万円です。

第5款地域包括支援事業費は2,392万4,000円です。保健師1名と、臨時職員として社会福祉士

1名を配置し、介護予防事業、組合相談事業等に要する経費を計上させていただきました。

第6款公債費は1,000円です。一時借入金利子の科目設置であります。

第7款諸支出金は7万1,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は1億2,021万8,000円です。

第2款分担金及び負担金は255万2,000円です。川根地域介護認定審査会運営に伴う構成町からの運営費負担金です。

第3款使用料及び手数料は7,000円です。

第4款国庫支出金は2億808万円です。

第5款支払基金交付金は2億4,633万円です。

第6款県支出金は1億2,275万4,000円です。

第7款財産収入は2万円です。

第8款繰入金は1億5,234万5,000円です。一般会計繰入金が1億4,500万円、積立基金繰入金が734万5,000円です。

第9款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第10款諸収入は29万3,000円です。

以上が、平成18年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,090万円で、旧両町の当初予算額の合計額と比べ4,053万9,000円の増額です。歳入歳出の予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表のとおりであります。旧両町の給水使用料の料金体系、施設の整備状況、起債残高が違うことから、引き続き一国二制度で運営していきます。町営水道未普及地域の解消を目指した簡易水道建設費と、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は3,181万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は2億4,694万2,000円です。中川根区域では町営水道未普及地域の解消として田野口地区の施設新設事業の着手があり、本川根地区ではテレメーター施設整備事業などの施設の改良整備が主要事業としてあります。それぞれの町営簡易水道施設を良好に管理運営するための経費を計上しています。

第3款公債費は1億1,114万2,000円です。水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は33万円です。

第2款使用料及び手数料は1億1,834万2,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は5,960万円です。田野口簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第4款県支出金は856万8,000円です。これも田野口簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第5款財産収入は1万9,000円です。

第6款繰入金は1億2,783万円です。施設建設と公債費への支援としての一般会計繰入金が主なものです。

第7款繰越金は320万円です。

第8款諸収入は151万1,000円です。両国線改良に伴う水道管移転補償費が主なものです。

第9款町債は7,150万円です。過疎対策事業債が3,570万円、簡易水道事業債が3,580万円です。それぞれ田野口簡易水道の施設整備に係る起債です。

以上が、平成18年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,710万円で、旧本川根町の当初予算額と比べ739万6,000円の増額です。歳入歳出予算の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための石綿管布設事業と、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は974万7,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は1,724万3,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業など、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は1万円です。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は478万5,000円です。

第2款財産収入は1万円です。

第3款繰入金は2,220万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は10万円です。

第5款諸収入は3,000円です。

以上が、平成18年度温泉事業特別会計予算の概要であります。

以上、一般会計予算並びに特別会計の概要について説明をいたしました。

なお、議案第29号、川根本町介護保険事業特別会計の中で、説明に誤りがありましたので訂正いたします。

「平成17年度は旧両町で保険税の税率が違う」と申し上げましたが、「平成17年度は旧両町で第1号被保険者の保険料が違うことから」に訂正させていただきます。また、次の「平成18年4月から保険税の税率」を「平成18年4月から第1号被保険者の保険料を統一し」に改めさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（佐藤公敏君） 平成18年度予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑は、議案第26号から議案第31号までのすべてについて総括的な質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第31号までは、13名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。
お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。
お諮りします。

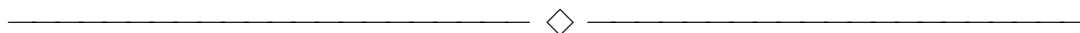
ただいま予算特別委員会に付託しました議案第26号から議案第31号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月20日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号については、3月20日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。



◎日程第49 川根本町議会議員派遣の件

○議長（佐藤公敏君） 日程第49、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◇

◎散 会

○議長（佐藤公敏君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 先ほどの一般会計の予算の説明の中で、私が新町建設計画策定業務と申し上げましたが、これは町総合計画策定業務の間違いで、訂正いたします。

○議長（佐藤公敏君） お諮りします。

決算特別委員会及び予算特別委員会開催等の都合によって、３月１日から３月22日までの22日間、休会にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１日から３月22日までの22日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 ４時２６分